

第二章 社会福祉

第一節 社会福祉制度

社会生活を営む中で生活様態が異なることは避けられず、古代から貧富の差があった。聖徳太子の時代に慈善救済として「四箇院」が設置されたのに始まり、身分制度が続く我が国では時の為政者が何らかの制度を用いたと思われるが、福祉といえる制度はなかった。で、一般大衆は生活の不安や餓死状態になると「一撓」が発生し、犠牲を覚悟に多少の要求をするという動きが各地で起こっていた。

明治政府に至って国力強化・資本蓄積の道を歩み始めたが、低賃金労働力により列強の一つとしてその地位を得るようになったが、福祉的な政策を行う余裕はなく、富国強兵・殖産興業に努めていた。明治七年十二月八日大政官達で「恤救規則」が出され、救貧対策を掲げたが充実したものではなかった。

北海道では明治六年五月に開拓使から「賑恤規則」が公布され、明治九年九月十三日「開拓使管内窮民賑恤規則」として災害援助、生業扶助・流行病対策を打ち出し、明治二十年五月には「貧窮患者治療規則」により治療を受けさせる制度を定めた。

民間慈善では明治三十二年に函館の私立聖保禄女学校が施療所を

開設し、翌三十三年には函館慈恵院が老人孤独者や孤児を收容保護に努め、大正三年北海道慈善協会が結成されるなど社会事業に尽す動きがみられた。

昭和に入ると国の社会保障制度も充実発展をみせるが、昭和二年健康保険法、同七年労働者災害扶助責任保険法、同十三年国民健康保険法、同十五年船員保険法、同十九年厚生年金法などが制定され生活保護保育関係においても昭和七年に実施された救護法、同八年の児童虐待防止法、少年救護法、同十一年方面委員令、同十二年母子保護法、軍事扶助法、同十六年医療保護法、同十七年戦時災害保護法など終戦までに次々と制定された。

戦後は占領軍最高司令部の指令に基づき、国においても検討を重ね救済福祉の画期的な法律が次々と公布されたのである。

昭和二十一年旧生活保護法、昭和二十二年児童福祉法、同年四月労働者災害補償保険法、同年十二月失業保険法、昭和二十四年十二月身体障害者福祉法、同二十五年十二月生活保護法、同二十六年四月社会福祉事業法、同三十三年十二月国民健康保険法の全面改訂、同三十四年四月国民年金法、同三十五年三月精神薄弱者福祉法、同三十六年十一月児童扶養手当法、同三十八年七月老人福祉法、同三十九年七月重度精神薄弱児扶養手当法、母子福祉法、同四十六年五月児童手当法など社会福祉行政の内容的な拡充が行われるようになった。

このような国家的な福祉行政に対応して滝川市において社会福祉行政、事業には積極的な取り組みをみせている。

1 滝川市民福祉条例関係の執行概要

現行の市民福祉条例は昭和四十八年三月三十一日制定、同年四月一日施行であるが、これ以前の各種単独目的をもつ各条例を包括して制定したものである。

以下各号該当の執行概要を新市発足以降について記すと次のとおりである。なお数値については各年度決算説明書によるものである。

一号 乳幼児医療関係
対象は三歳未満児医療（入院・入院外）、四歳未満児の歯科医療費個人負担助成

年 度	乳 幼 児 医 療 費 助 成		歯 科 医 療 費 助 成	
	対象人員 人	支給人員 人	支給額 円	支給人員 人
昭和四十六年	—	三三	三〇、三三三	—
同 四十七年	—	一、三三	一、五五七四	二五
同 四十八年	三七〇	一〇、九六	三、二八三二	三六
同 四十九年	二、五五	二、六四	一六、五、九六	四四
同 五〇年	二、五八	二、七六	一八、四九、九五	四二
同 五一年	二、〇六	三、一〇	三、九七、七六	三八
同 五二年	二、一五	一〇、九五	二〇、三六、八三	三五
同 五三年	二、六五	三、七三	元、〇〇、三九	三六

注 昭和五十四年度以降は六歳未満児の入院医療費助成に拡大となる。

二号 遺児福祉年金

対象は交通災害等による遺児に対し義務教育終了まで一人年額一五、〇〇〇円支給

年 度	人員	支給額 円	年 度	人員	支給額 円
昭和四十六年	四八人	一四四、〇〇〇	昭和五〇年	四〇人	五七〇、〇〇〇
同 四十七年	五三	五九九、〇〇〇	同 五一年	三〇	四五〇、〇〇〇
同 四十八年	四三	四八九、〇〇〇	同 五二年	四一	三〇七、五〇〇
同 四十九年	四二	六〇一、二五〇	同 五三年	二二	二八〇、〇〇〇

三号 心身障害児童福祉年金

対象は二〇歳未満の該当児童で基準に定める重度障害の状態にある者。福祉施設に入所している児童も含む一人年額一五、〇〇〇円支給

年 度	人員	支給額 円	年 度	人員	支給額 円
昭和四十六年	—	—	昭和五〇年	三七人	四九五、〇〇〇
同 四十七年	一一	一三〇、〇〇〇	同 五一年	三二	四五三、七五〇
同 四十八年	三三	三六一、〇〇〇	同 五二年	六九	五一二、五〇〇
同 四十九年	三八	五三六、二五〇	同 五三年	四二	五六一、二五〇

四号 入院・助産措置費

対象は生活保護法による被保護世帯、被保護世帯以外でこれに準ずると市長の認めた世帯

年 度	人員	助成額 円	年 度	人員	助成額 円
昭和四十六年	九人	三五、六六	昭和五〇年	二七人	三、四九、九元
同 四十七年	一一	五六、四四	同 五一年	一二	一、三六、八三
同 四十八年	一七	七三、九四	同 五二年	一四	一、七四、五七
同 四十九年	二二	一、七三、九四	同 五三年	一五	二、〇四、〇六

五号 老人医療費助成

対象は六八歳以上（ねたきり老人は六五歳以上）で老人福祉法の老人医療適用者以外のもの

年 度	支給人員 人	支給額 円	年 度	支給人員 人	支給額 円
昭和四十六年	一八〇	四、三三、二四	昭和五〇年	三三、四一	一、三、九七、四〇
同 四十七年	三三六	五、〇七、三三	同 五一年	二六、〇六	一、九、六七、六二

同 四八年	一七、四七	七、四七、三三	同 五二年	二六、九六	一六、七六、九七
同 四九年	一六、三三	六、五八、五五	同 五三年	三、五八	二〇、三九、五三

老人性白内障手術扶助（老人福祉法第四条関係）

昭 和 四 六 年	一人	六、五〇	昭 和 四 八 年	一人	七、二六
同 四 七 年	一	三、四三			

六号 敬老年金（敬老福祉年金支給状況）

対象は一年以上市内居住の七十五歳以上の者 年額五、〇〇〇円 対象者死亡のときは供物贈呈、五十四年十月以降廃止。

年 度	支給人員	支給額	年 度	支給人員	支給額
昭 和 四 六 年	五五	二、三三、〇〇	昭 和 五 〇 年	一、〇六	四、九〇、〇〇
同 四 七 年	八六	三、一四、〇〇	同 五 一 年	一、三九	五、四七、五〇
同 四 八 年	九三	三、五二、〇〇	同 五 二 年	一、三三	六、〇四、五〇
同 四 九 年	九三	四、九〇、〇〇	同 五 三 年	一、三五	六、二九、〇〇

七号 バス無料乗車証

対象は七〇歳以上の老人（中央バス市内利用のみ）

年 度	交付者数	支出額	年 度	交付者数	支出額
昭 和 四 九 年	一八五	七、〇九、九五	昭 和 五 二 年	二、三三	七、八〇、〇〇
同 五 〇 年	一九〇	五、二五、八元	同 五 三 年	二、四八	一、一六、五、六四
同 五 一 年	二二〇	六、七六、〇〇			

注 五十年七月まで回数券（一〇〇円、四〇〇円、五〇〇円）利用、五十年八月以降は証明書のみによるバス利用となった。

八号 重度心身障害者医療給付

対象は身体障害者手帳交付者で一・二級該当者、重度精神薄弱者と精神衛生センター診断の者、初診時一部負担金を除いた金額給付

年 度	延人員	給付額	年 度	延人員	給付額
昭 和 四 八 年	二六四	一、八八、六、三五	昭 和 五 一 年	一、七六	二、〇六、七、五三

第二章 社会福祉

同 四 九 年	一、〇〇	二、八六、〇六	同 五 二 年	一、七六	三、三三、六三
同 五 〇 年	一、四三	二、六二、〇、八三	同 五 三 年	二、二五	三、二〇、六三

九号 母子家庭等医療費助成

対象は両親のいない家庭などの母と児童（義務教育終了前の児童）で現に児童を扶養している家庭、又は両親死亡行先不明などの事由にある児童を現に養育している家庭、初診時一部負担金を除いた金額、昭和五十四年一月一日一部条例改正により母を加えた。

年 度	助成件数	助成額	年 度	助成件数	助成額
昭 和 四 八 年	二	三、七六	昭 和 五 一 年	一〇	一〇、五、六
同 四 九 年	一六	三、九、〇	同 五 二 年	八	三、三、六
同 五 〇 年	一〇	二、六、六	同 五 三 年	三〇	三、〇、三

2 身体障害者福祉関係

昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号をもって身体障害者福祉法が公布された。この法律は「身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の生活の安定に寄与する等、その福祉の増進を図ることを目的とする。」とある。

滝川市においては法に基づく医療扶助、給付を行っているが、障害別手帳交付の該当者数等は次表のとおりである。

昭和五十一年度からは言語障害幼児の言語治療を開始した。また、外出困難な在宅重度障害者に対し、昭和五十二年度から身体障害者福祉電話設置事業が行われており、道三分の二、市三分の一負担で電話を貸与しているが昭和五十四年度現在一五台となっている

る。

更生医療給付状況（法第十九条の三項関係）

（単位千円）

年度	給付件数	総額	給付額	他保負担金	自己負担金
昭和四八年	一一	四、七二六	一、二七二	三、四一一	四三
同四九年	六三	三三、〇七二	五、六八七	二六、一四四	二四一
同五〇年	四一	二七、七五三	一、一二四	二六、四六八	一六一
同五一年	三九	三〇、七三一	二、九六一	二七、四三九	三三一
同五二年	四二	三三、二八一	二、二六五	三二、九二〇	九六
同五三年	七一	五七、七六五	六、八二六	五〇、五五四	三八五

更生援護施設入所状況（法第二十七条関係）

年度	実人員	年延人員	施設数	措置費	年度	実人員	年延人員	施設数	措置費
三六	五	四四	二	四六	四〇	一一	一一	七	四、〇三六
三八	五	五三	一	四八	四二	一一	一〇	七	四、九四五
四〇	六	六〇	二	五〇	四四	一一	一四	七	一、〇一五
四二	七	八三	四	五二	四六	一一	一九	六	八、八三三
四四	七	七六	六	五三	四八	一一	一九	九	一〇、二七八

身体障害者障害別手帳交付状況

昭和年度	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害	総数	新規申請
四一	七一	三五	三五	三二六		四一一	三三
四二	七八	三七	三七	三二九		四四四	五四
四三	七六	四二	四二	三五六		四七四	四九
四四	八六	三九	三九	四〇四		五二九	四三
四五	八九	五八	五八	三九九		五四一	六二
四六	一五七	九七	九七	七〇二		九六六	八一
四七	一四六	九三	九三	五四一	六	七九〇	一一二
四八	一七四	一三一	一三一	六一七	一〇	九三七	一二三
四九	一八六	一四五	一四五	六九七	一六	一〇四七	九一

年度	受給者数	支出額	備考
昭和五〇年	一五一	一、六七二、〇〇〇円	五十年十月以降開始月額
同五一年	一五九	七、一二一、〇〇〇円	五、〇〇〇円
同五二年	一七三	九、一二四、〇〇〇円	五十二年八月より月額五、五〇〇円
同五三年	二〇〇	二一、八六六、〇〇〇円	五十三年八月より月額六、二五〇円

福祉手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく重度の障害を有する者に対する福祉手当

年度	受給者数	支出額	備考
昭和五〇年	一五一	一、六七二、〇〇〇円	五十年十月以降開始月額
同五一年	一五九	七、一二一、〇〇〇円	五、〇〇〇円
同五二年	一七三	九、一二四、〇〇〇円	五十二年八月より月額五、五〇〇円
同五三年	二〇〇	二一、八六六、〇〇〇円	五十三年八月より月額六、二五〇円

財団法人北海道傷痍軍人会滝川地方支部 太平洋戦争で激戦地に赴

き、不幸にして負傷の身となって、生活力の大半を犠牲にし、苦悩を共にしている者について直面する諸問題解決のため、なんらかの組織力が必要であると痛感した香西弘、伊藤嘉朗、田中芳夫、小島二郎などが発起人となって傷痍軍人会を結成することになった。

滝川市、新十津川町、浦臼町の区域をもって昭和三十七年六月二十七日に財団法人北海道傷痍軍人会滝川地方支部が結成された。

会員には恩給法別表第一号表の二、三に定める程度、または勅令第六八号施行前の恩給法施行令第三一条第一項に規定する第一目症第二目症に相当する程度の障害者として二一名で結成した。

また、その妻による妻の会支部も同日に設置した。

滝川地方支部の目的は「戦傷病者相互の親睦を通じて、障害を克服し、精神を錬磨しもって品位を昂揚し、自力更正を図り、しかし

て明るい自由国家の恒久平和の繁栄に寄与する」とある。

このための事業としては、社会の秩序を守り協力調和の精神を涵養する。諸情勢の把握と政治意識の昂揚に努める。団結を強化し、妻の会家族の会の拡充を図ると共に傷病恩給の増額及戦傷病者の家族の援護、遺族補償の確立のため、各種大会、説明会、研修会に参加協力する。北方領土の早期返還と社会秩序の回復の推進。をあげている。この支部事務局は支部長宅に置いている。

昭和五十四年現在の会員数は四〇名であり、妻の会会員三六名、家族の会会員五八名である。

歴代支部長名

初代 伊藤 嘉朗 昭和三〇・六一 二代 香西 弘 昭和三三・三三
三代 田中 芳夫 昭和三三・三五 四代 香西 弘 昭和三三・三六
妻の会支部長 香西 キク 三三・三六 現在
家族の会支部長 香西 国雄 三三・三〇 現在

社団法人北海道身体障害者福祉協会滝川支部 昭和二十五年身体障

害者福祉法が制定され、その趣旨に基づいて滝川町内居住の身体障害者相互の親睦と自覚の努力による自立更生及び社会的地位の向上を図る努力が続けてきた。

昭和四十二年一月一日旧公益質屋跡に滝川市では身体障害者福祉センターを開設した。昭和四十三年に至って身障者の福祉向上をはかる組織の必要性から入沢弥之助ほか有志の努力により昭和四十三年九月一日社団法人北海道身体障害者福祉協会滝川支部の結成をみた。会員は市内居住の身体障害者手帳所有者とした。

同支部の事業としては、全道身体障害者福祉大会参加、全道及び

空知管内身体障害者スポーツ大会参加、重度身体障害者慰問及び厚生相談、菜園事業及びマッサージュ無料奉仕会、身体障害者結婚相談会員の研修旅行、組織強化と広報活動、身体障害者問題の調査研究をあげている。

事業の推進も積極的に行われ、現在までに道協会長表彰受賞者も七名を数え、全道身障者スポーツ大会金メダル一三コ、銀メダル一四コ、銅メダル八コの成績をあげ、また菜園事業として大根栽培などがある。

昭和四十九年に市では大町一丁目八番の旧農林省札幌統計調査事務所滝川出張所跡、木造二階建て一六五平方メートルを身体障害者福祉センターに改修したので事務所を移転した。支部結成時会員数は八〇名であったが、現在は三三〇名で支部機構に企画部、组织部、事業部、厚生部、広報部、青年部、婦人部を置いて活動が行われている。

歴代支部長名

初代 入沢 弥之助 昭和三九・四〇 二代 木村 蔵次郎 昭和三九・四一
滝川市身体障害者協会 江部乙町内の身体障害者の親睦と福祉向

上のため昭和三十五年二月十一日空知身体障害者福祉協会江部乙町分会が設立された。

初代分会長村上武雄が選出され、会員一四一名による分会の事業としては、身障者福祉法の普及周知、会員相互の親睦促進、会員福祉対策の促進、機関紙その他手続きの刊行をあげ、身障者手帳の交付、補装用具の交付普及、会員の慰安と財源確保に努めてきた。

毎年一月に定期総会を開き、会員相互が援け合い励まし合って、堅い結束のもとに会の運営が行われてきた。

昭和四十三年一月、二代目会長として高木喜三郎があたっていたが、昭和四十六年四月一日に旧滝川市、江部乙町の合併に伴い、社団法人北海道身体障害者福祉協会滝川支部に合流した。

しかし滝川支部の事業運営に相入れない面が見られ、昭和四十八年九月に至って江部乙町分区関係者の脱会があつて、新しく滝川市身体障害者協会を設立し、江部乙町関係の大部分が本協会に加入することになった。

事務局を会長宅に置き会員数一三〇名をもつて組織している。

会長名 吉田 堅治 昭和四八年九月〜五四年度まで

こぶしの会 昭和四十六年の児童福祉週間行事として重度心身

障害児を持つ保護者が、日ごろの悩みを話し合う集いが催された。

参集した保護者は今後においても協力して不幸な運命のもとに生れた子供の幸せを高め、希望を持った将来を向かえるために保護者相互の協力により、障害児を幸せに導くことに役立つ会を組織しようということになり、参集日の昭和四十六年七月七日「こぶしの会」を発足させた。

会員には年齢に制限がなく、ほとんどが関係施設に入所中の者を持つ親であつたが、この会発足時会員数一七名で組織され、昭和五十四年においても一七名である。

事業としては、会員相互の協力と研修、施設や関係機関との連絡協議、生活条件をよくするための研修協議をあげている。

歴代会長

初代 北口 法爾 昭和四七・七〇
二代 鈴木 季秋 昭和四七・〇〇
三代 加藤 トキ 昭和四七・二五〜現

あゆみの会 肢体不自由児の機能訓練に集まった保護者が互いにはげまし、協力しながら子供の生活環境改善や各種施設整備を進めるために会を結成することになった。

昭和四十九年一月二十四日肢体不自由児父母の会を組織し、「あゆみの会」と名称を定めた。同年四月七日第一回総会に二二名の会員が集まり、運営方針や事業計画を決め、福祉施設に療育訓練施設を設置する陳情などの決定をして協力に動き、翌年完成した総合福祉センターの機能回復訓練室に週三回の訓練及び学習を行うようになった。会員は一八歳未満の対象児を持つ父母で、当初二二名であつた。



身体障害者福祉センター

会としての事業は①肢体不自由児の療育の充実強化に関すること②教育に関すること③機能訓練に関すること④雇用促進と技能習得に関すること⑤会員の親睦と組織活動の強化に関することをあげている。

会の事務局は市福祉事務所内におき、現在の会員は三〇名である。

歴代会長名

初代 伊藤 伍郎 昭和兎・三〇〇 二代 鎌田 尚彦 昭和吾六・三〇

めばえの会 三歳児検診で情緒障害や言語障害など正常な発育を阻害されていると診断された幼児を持つ親が、これら幼児に対する集団保育の必要性を痛感していた。

昭和四十九年二月七日、発起人の呼びかけで対象児を持つ親が集まり、会を結成することになり情緒障害児等親の会を組織して「めばえの会」と名付けた。

会の事業としては生活訓練の場を設けること、研修会等を開催することとし、幼児の発育向上に努めることにした。

会員は当初一・二名であったが、五十四年度現在八名である。

会長

初代 北 洋子 昭和兎・三〇 二代 佐藤 孝志 昭和吾・二

三代 三浦 孝司 昭和吾・一

現在

3 精神薄弱者福祉関係

昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号をもって精神薄弱者福祉法が公布された。この法律は、精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって精神薄弱者の福祉を図ることを目的とするもので、国及び地方公共団体は国民の理解を深め、更生の援助と必要な保護の実施につとめなければならないと規定されている。

援護施設としては更生、授産施設が設置され、一八歳以上の精神

薄弱者の保護、更生指導及び訓練などが行われるが、本市にはこの種施設が設置されていないため、道内の施設に委託収容となっている。収容施設委託状況については次のとおりである。

年度	委託施設数	委託実人員	委託年間	
			延人員	人員
三四	二	二	四八	四四
三五	二	二	八四	四五
三六	二	二	七二	四六
三七	二	二	三六	四七
三八	二	二	四八	四八
三九	二	二	四四	四九
四〇	二	二	一六	五〇
四一	二	二	二四	五一
四二	三	三	三六	五二
四三	四	四	四六	五三
四四	六	六	八四	五四
四五	六	六	四四	五五
四六	七	七	四四	五六
四七	七	七	四七	五七
四八	七	七	四八	五八
四九	九	九	四九	五九
五〇	九	九	五〇	六〇
五一	一〇	一〇	五一	六一
五二	一〇	一〇	五二	六二
五三	一〇	一〇	五三	六三
五四	一一	一一	五四	六四
五五	一一	一一	五五	六五
五六	一一	一一	五六	六六
五七	一二	一二	五七	六七
五八	一二	一二	五八	六八
五九	一二	一二	五九	六九
六〇	一二	一二	六〇	七〇

注 この表の四十五年までは旧滝川市の該当であり、四十六年以降は合併後の数値である。なお旧江部乙町の昭和四十五年委託内容は次のとおりである。
(判明分)

年度	委託施設数	委託実人員	委託年間
四五	三	四	四八
四五	三	四	江部乙町

4 母子福祉関係

昭和三十九年七月一日法律第百十九号をもって母子福祉法が公布された。この法律は「母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。」とあり、母子家庭の自立安定の向上に努めている。

この方途として事業の開始、継続や配偶者のない女子が扶養する児童の修学、扶養している児童が事業を開始したり、就職に必要な知識技能の習得に必要な資金の貸付け制度がある。これは北海道庁母子福祉資金の貸付け現行

種別	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
事業開始	一〇〇万円	貸付日から一年間	据置期経過後七年以内	年利三%
事業継続	一回につき六〇万円	〃	三年六月	〃
技能習得	習得期間中三年を超えない期間 月 一万円	習得満了後 六カ月	一〇年	〃
就職支度	五万五千元	貸付日から 一年	五年	〃
療養	一〇万円	医療を受ける期間が満了後 六カ月	五年	〃
住宅	一回 九〇万円 一回 四万五千元	貸付日から 六カ月	六年	〃
住宅	技能習得期間中 月五万四千元	技能習得期間満了後 六カ月	一〇年	〃
生活	医療を受ける期間中 月五万四千元	医療を受ける期間が満了後 六カ月	五年	〃
修学	高校生 月八千元 大学生 月七千元	修学終了後 六カ月	二〇年	無利子
修業	習得期間三年以内 月一万円	習得期間満了後 六カ月	五年	〃
就学仕度	五万五千元	当該資金の貸付により ・小・中在学満了後 ・十五才に達してその学年終了後 ・高校・大学卒業後	二〇年	〃
			二〇年	〃

の直接所管事務となっており、取扱いは市を経由して行われている。現行における貸付金の種類、限度額等の基準は次のとおり、また資金の貸付状況は次表のとおりである。

母子福祉資金貸付状況

(金額単位千円)

年度	区分	事業開始	事業継続	住宅	修学	就学仕度	修業	就職仕度	結婚	計
三九	件数			1	7		1			13
三九	金額			100	143.4		16.5			459.9
四一	件数			1	13	2	1			4
四一	金額			100	268.5	25	18			411.5
四三	件数	1		2	18	2	1	1		25
四三	金額	150		400	390	20	18	1,003		1,981
四五	件数		2		14					16
四五	金額		250		315					565
四七	件数	1		1	16	3				21
四七	金額	400		250	333	60				1,248
四九	件数		1	1	13	5			1	21
四九	金額		300	300	456	90			80	1,146
五一	件数		1		20	7				28
五一	金額		400		915	195				1,610
五二	件数				24	6				30
五二	金額				1,369	150				1,519
五三	件数			1	26	10	2			39
五三	金額			700	1,488	350	144			2,682

年度	基礎額	延用者	非延用者	合計	備考
四七	一、二四	二、九〇〇	八	四、三〇〇	
四八	一、二九	(四、三〇〇)	一七	六、五〇〇	
四九	一、三七	九、八〇〇	二〇	一一、一〇〇	
五〇	一、八六	一五、六〇〇	二二	一八、〇〇〇	
五一	二、一四	一七、六〇〇	三五	二〇、三〇〇	
五二	二、六八	一九、五〇〇	四一	二二、五〇〇	
五三	二、八七	二一、五〇〇	四〇	二四、八〇〇	

注 手当受給該当者二人以上の場合は一入月額に人数を乗じた支給にはならぬ。
 児童手当支給状況

年度	月額		支給額		備考
	基礎額	延用者	延用者	合計	
四九	四、〇〇〇	八〇人	七、七〇〇	三、五二〇	
四八	四、〇〇〇	六七人	七、二八五	三、五八〇	
四七	四、〇〇〇	四三	五、九	一、四四七	被用者、非被用者区分なし
四六	四、〇〇〇	三三	四、〇〇〇	二、三〇四	四七年一月一日実施
五〇	計 四、〇〇〇	計 一、六六	計 二、〇〇〇	計 七、三三	
五一	五、〇〇〇	五、〇三六	六、〇七	三、六六	五〇年一〇月から 五〇〇〇円となる。
五二	五、〇〇〇	五、二〇	六、〇九	三、九三	
五三	計 六、〇〇〇	計 三、七	計 六、七〇	計 四、〇三	

児童福祉施設収容入所状況

(精神薄弱児施設・重度心身障害児施設)

年度	入所施設数	入所年間実数	年度	入所施設数	入所年間実数
三三	一二	二〇	四五	うち江部乙(三)五	一八
三五	七	二五	五〇	同上	(八)
四〇	六	二四	五三	四	九

6 生活保護関係

昭和二十一年十月一日、生活保護法が公布されたが、この全面改正により昭和二十五年五月四日法律第四百十四号で生活保護法が新しく制定された。この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

また、保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないと規定している。

昭和初期には生活困窮者に対する生活保護的なものはほとんどなく、病氣療養的な救恤費として救療費、救療者食費を町予算に計上された程度で、昭和二年には三〇〇円であった。

昭和七年救護法が実施され、町では社会事業費として予算に計上するようになり、昭和八年の滝川町決算書は次のとおりである。

予算 決算 予算 決算

社会事業費	五八七円	四五二・二七円	二	貧困者一時救護費	三〇円	一〇円
救護費	四五七円	四四二・二七				
生活扶助費	二一九円	四四二・二七				
医療費	一八三円			三	諸費一〇〇円	
助産費	八円				社会事業一〇〇円	
生業扶助費	四〇円				調査費一〇〇円	
埋葬費	七円					

また救護法による救護状況については次のとおりである。

年度	実人員	延人員	金額	年度	実人員	延人員	金額
九	一〇人	一〇人	五七・九円	一八	六人	二二〇人	三五四・〇五円
一一	居宅一三	二五・五	五〇・九	一九	五人	二一五	三三〇・〇五
一二	收容一	三・六	七・三	二〇	四		
計	一〇	三・九	五七・九	二一	三		
				生活保護法による扶助	七五	町庫四八三	五九四

昭和二十一年十月一日生活保護法が公布され、滝川町では同年十一月一日同法実施となった。生活保護状況は次のとおりである。

区分	昭和二十二年		昭和二十三年		昭和二十四年		昭和二十五年	
	延人員 件数	扶助額 円	延人員 件数	扶助額 円	延人員 件数	扶助額 円	延人員 件数	扶助額 円
生活扶助	六、七〇七	五五、〇二六	六、三二一	七五、六九一	七、三九三	四一、二〇九	三、三〇七	三、六六六
医療扶助	三三	三、四四〇	三、五五五	四七、三〇一	六、〇三三	六、〇三三	一、七六八	一、三三三
助産扶助	一	一、〇〇〇	一	七〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
葬祭扶助	四	一、〇〇〇	一	五〇〇	八	八、〇〇〇	一〇	一三、五〇〇
生業扶助	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	二	二、〇〇〇	一〇	一三、五〇〇
薪炭補助	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
計	一〇	六〇、一四六	一〇	一、二九六、五二一	三三	三、一五三、五四二	五五	五、六六九、一九九

第一章 社会福祉

昭和二十六年四月社会福祉事業法の施行に伴い十月一日生活保護事務関係書類を空知支庁社会福祉課に引き継いだ。

区分	昭和二十六年		昭和二十七年		昭和二十八年		昭和二十九年	
	世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員	世帯 人員	
生活	二四	四三	二〇	四六	一三	五四	一三	
住宅	(五)	(一〇七)	(六)	(二五)	(六)	(二五)	(八)	
教育	(九)	(一七)	(七)	(一〇)	(七)	(一〇)	(八)	
医療	(三)	(七)	(三)	(五)	(三)	(五)	(三)	
計	(一八)	(四一)	(一六)	(四一)	(一七)	(四一)	(二〇)	

昭和三十三年七月一日市制施行により福祉事務所が設置され、福祉事務を所管することになった。

区分	昭和三十三年		昭和三十四年		三十五年		三十六年	
	世帯 人員	扶助金 千円	延世帯 人員	扶助金 千円	扶助金 千円	扶助金 千円	扶助金 千円	
生活	三三	五三	一、六〇〇	六八五	七、〇五	八、六五	一、三三	
薪炭							一、四九	
住宅	(一〇)	(三六)	八七	四〇七	五〇	五〇	八〇	

計	施設 事務費	その他	医療	教育	住宅	生活	区分 年度	教育	
								医療	その他
5,447 39,090	246	1,523	2,316 24,143	1,895 1,230	3,439 1,398	4,576 10,550	37	(六三) (六三)	(六三) (六三)
5,453 36,636	342	1,462	2,186 20,235	1,978 1,353	3,455 1,422	4,738 11,819	38	(六三) (六三)	(三三) (三三)
5,385 41,642	94	1,698	2,122 22,240	1,743 1,506	3,506 1,991	4,716 14,113	39	七五 (六三)	七五 (六三)
5,546 58,665	58	2,050	2,042 37,180	1,658 1,598	3,866 2,342	4,711 15,437	40	七五 (六三)	七五 (六三)
6,111 72,565	8	2,591	2,496 44,670	1,766 1,791	3,966 3,149	5,295 20,356	41	九六 (六三)	九六 (六三)
6,699 85,751		3,040	2,992 49,729	1,763 1,993	4,527 4,176	5,918 26,813	42	九六 二	九六 二
7,227 102,447		3,538	3,491 57,926	1,678 2,072	4,971 5,191	6,370 33,720	43	九六 一〇	九六 一〇
8,391 131,804		4,968	4,411 72,730	1,820 2,263	5,690 6,690	7,401 45,153	44	九六 二六	九六 二六
8,959 186,853		5,198	5,286 116,473	1,619 2,509	5,762 7,532	7,715 55,141	45	九六 三〇	九六 三〇

注 上段は延人員、下段は扶助額・単位千円、()内は併給扶助数

江部乙町生活保護状況 江部乙町は昭和二十六年九月までは江部乙村で取扱い、翌十月一日以降は空知支庁深川出張所で取扱い、さらに昭和三十三年からは空知支庁社会福祉課直轄取扱いとなつていた。

年度	区分	延世帯		延人員		延べ人員		延べ世帯		延べ人員		扶助金額 千円
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員			
四一	二二	一〇〇	二六六	一〇〇	二六六	一〇〇	二六六	一〇〇	二六六	一〇〇	二六六	二七五五
四二	二二	九四	二二〇	九四	二二〇	九四	二二〇	九四	二二〇	九四	二二〇	二七〇五
四三	二二	八六	二〇〇	八六	二〇〇	八六	二〇〇	八六	二〇〇	八六	二〇〇	二六〇九
四四	二二	八五	一九八	八五	一九八	八五	一九八	八五	一九八	八五	一九八	二五〇五
四五	二二	八四	一九八	八四	一九八	八四	一九八	八四	一九八	八四	一九八	二四六三
三三	二二	五八	一四〇	五八	一四〇	五八	一四〇	五八	一四〇	五八	一四〇	一六六七
三二	二二	四一	一〇一	四一	一〇一	四一	一〇一	四一	一〇一	四一	一〇一	一八七九
三一	二二	四一	一〇一	四一	一〇一	四一	一〇一	四一	一〇一	四一	一〇一	一九七一
三〇	二二	三六	八四	三六	八四	三六	八四	三六	八四	三六	八四	一八四〇
二九	二二	二九	七〇	二九	七〇	二九	七〇	二九	七〇	二九	七〇	一七〇〇
二八	二二	二九	七〇	二九	七〇	二九	七〇	二九	七〇	二九	七〇	一七〇〇
二七	二二	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	一六一五
二六	二二	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	一六一五
二五	二二	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	一六一五
二四	二二	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	一六一五
二三	二二	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	一六一五
二二	二二	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	二八	七〇	一六一五

(単位千円)

区分	保護世帯数	保護人員	支給総額	支 給 区 分		
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助
四六年	四三	一、〇三三	二六、五三	八、二七四	一〇、二一〇	三、〇四六
四七	五三	一、〇四四	二五、〇八	一〇、〇八三	一一、六六	四、五五
四八	五七	一、〇四〇	二六、三六	一〇、三三四	一一、六六	四、九四
四九	五七	九四	二六、三〇	一〇、八〇三	一一、六六	四、九四
五〇	五七	九六	二六、三〇	一〇、八〇三	一一、六六	四、九四
五一	四九	九三	二六、三〇	一〇、八〇三	一一、六六	四、九四
五二	五九	一、〇一七	二六、三〇	一〇、八〇三	一一、六六	四、九四
五三	五九	一、〇一七	二六、三〇	一〇、八〇三	一一、六六	四、九四

区分	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	冬期薪炭費	施設事務費
四七	二四、九六	五	三三〇	一	七七一	一
四八	三〇、六四	一	三三〇	一	八八四	一
四九	三〇、六六	一	三三〇	一	八八四	一
五〇	三〇、四四	一	三三〇	一	八八四	一
五一	三〇、〇三	一	三三〇	一	八八四	一
五二	三六、九六	一	三三〇	一	八八四	一
五三	四四、七五	一	三三〇	一	八八四	一

7 老人福祉関係

社会の進展に寄与してきた老人を敬愛し、老人が健全で安らかな生活を保障するという基本理念のもとに、昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号をもって老人福祉法が制定された。

この法律は老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的としている。

この世に生を受け長命で健康な生活を送ることは人間の夢であるが、日本人の平均寿命は昭和二十二年以降着実に伸び、最近では世界の長寿国として定着するようになった。

明治二十四年から三十一年までの第一回生命表では平均寿命が男四二・八歳、女四四・三歳であったが、昭和二十二年の第八回生命表では男五〇・〇六歳、女五三・九六歳となり、現在では明治時代の二倍近くの平均寿命となっている。

平均寿命

年	男	女
明治二四(三一年) (第一回生命表)	四二・八歳	四四・三歳
昭和二年 (第八回)	五〇・〇六	五三・九六
同 三五年 (第十一回)	六五・三二	七〇・一九
同 四二年 (簡易生命表)	六八・九一	七四・一五
同 五三年	七二・九七	七八・三三

したがって老人の人口に占める割合が高くなり高齢化社会を迎えることになった。経済社会における就業稼働年齢を六五歳未満とみて、六五歳以上の人口比が七パーセント以上の場合を高齢化社会とされるが滝川市の昭和三十五年は三・八パーセントであったものが、昭和五十四年十月末現在で七・八パーセントと完全に高齢化社会となっている(注 人口五二、四三二人に対し、六五歳以上四、〇九三人)。この数値は全道平均とほぼ同率にあるが、全国平均八・九パーセントよりは低く、全国的には稼働力が平均以上となるものである。

高齢化社会の到来は国や地方公共団体の福祉行政に大きな変化を与えつつあり、老人福祉対策は重要課題としてしだいに事業量が増大してきたものである。老人福祉関係の主な経過は次のとおりである。

旧滝川市関係

昭和二年 九月 敬老会「としよりの福祉週間」行事として開催
 (町・町婦人会等の共催)

- 二八・九 町婦人会主催第一回敬老会(於第三小学校)
- 三四・ 国民年金制度制定「老齡福祉年金」受給者七〇歳以上三三三人受給
- 三五・ 老人クラブ明友会光暁寺にて発会式(会員六五歳以上六七名)
- 三六・ 国民年金「老齡年金」を改正、六〇歳から繰上げ支給
- 三七・ 軽費老人ホーム誘致運動計画される。
- 同・ 七 明神町児童会館内に老人福祉センターを併設
- 同・ 八 お年寄健康コンクールを実施
- 三八・ 七 老人福祉法制定
- 同・ 八 老人健康診査初年度事業・泉町地区実施六五歳以上一般診査七五人、精密検査七人
- 同・ 九 滝川市老人クラブ連合会結成・加盟四クラブ団体
- 同・ 一〇 北海道老人クラブ連合会に加盟
- 三九・ 七 第一回老人福祉大会開催(六団体参加)
- 四〇・ 一〇 老人福祉センター(四九七平方メートル)が西町二〇九番地に開設
- 四一・ 九 「敬老の日」を国民の祝日として制定される。
- 同 老人大学第一回計画・一〇日開催される。
- 四二・ 民生委員が老人生活実態調査を行い、老人家庭奉仕員制度の検討を行う。
- 四三・ 四 老人家庭奉仕事業(ホームヘルパー)二人の活動を開始
- 四四・ 一 老人福祉相談員二名、道庁委嘱で設置

旧江部乙町関係

昭和二五・ 九

- 同 老人用特殊寝台三台購入無償貸与開始
- 四五・ 独居老人調査を民生委員が実施
- 同 老人性白内障手術費支給事業開始

- 三三・ 敬老会を町婦人会主催、町予算「年寄の日費」二万円を計上、(その後婦人会、社会福祉協議会、青年団等の協力で毎年実施)七五歳以上
- 三四・ 老人福祉相談「二の日」に開設(社会福祉協議会)
- 三七・ 国民年金「老齡福祉年金」受給者一九〇人(七〇歳以上)
- 同九・ 二五 老人健康コンクール(社会福祉協議会)
- 三八・ 一 老人クラブ高砂会(六〇歳以上会員) 神社事務所で発会
- 同 町体育館完成・老人クラブ室を設け「五と〇の日」例会
- 四三・ 老人健康診査、六五歳以上実施、一般診査一三〇人
- 同 老人大学開講、年間一二回
- 四五・ 三 老人クラブ運営費補助条例制定
- 同 四 老人家庭奉仕事業開始、ホームヘルパー一名
- 同 六 六連合老人クラブ発足
- 同 一〇・ 一 江部乙老人クラブ連合会結成(加盟二団体)
- 同 八〇歳〜八五歳未満二分の一、八五歳以上三分の二、ただし年間二〇〇日間限り

新・滝川市

昭和四六・ 九

- 四六・ 七五歳以上医療費二分の一助成
- 四七・ 一 七七歳以上敬老年金支給年額四、〇〇〇円、五八五人
- 四七・ 五 七〇歳以上医療費全額負担(道)、所得制限つき
- 同 老人生がい事業・老人奉仕団の事業開始(公共施設清掃等)
- 四八・ 一 国年法改正・六四歳以上の障害者に老齡福祉年金支給
- 四八・ 一 七〇歳以上の老人医療費が国の制度に移行

同 三・三一 市民福祉条例を制定
四九・一・一 七〇歳以上の市内中央バス無料乗車券交付、一、八五五人

同 七〇歳以上老人医療費所得制限撤廃
敬老年金七五歳以上支給、年額五、〇〇〇円

同 四 江部乙町一、四八二〜二番地に老人福祉村・養護老人ホーム新築に着手

五〇・五・一 緑寿園、養護老人ホーム開園、定員五〇人

同 六 敬老年金受給者死亡に供物贈呈となる。

同 六 民生委員による老人実態調査三、〇〇〇戸訪問調査結果集計

同 六・二七 「老人のための明るいまちづくり」推進事業の国指定に道内初の指定市となる。

同 七・二八 老人のための明るいまち推進協議会発足・三カ年計画
五一・五・一 緑寿園、特別養護老人ホーム開園、定員一〇〇人

同 一一・一 高齢者就職相談を総合福祉センターに開設

同 同 一九 社会福祉法人滝川社会福祉事業団認可を受ける。
五二・一〇 老人医療費六八・九歳に拡大、自己負担額三分の一助成

五三・二 道対策として老人医療費六五歳まで年齢引下げ所得制限つき

同 一〇・一 市六六歳まで老人医療費拡大・自己負担額三分の一助成

五四・一〇・一 市老人医療費六五歳まで年齢引下げ

昭和五十年六月二十七日国において実施する「老人のための明るいまち推進事業」の実施地区として滝川市が全国で九カ所のうちの一つに指定された。

この事業は住民自らの積極的な参加と協力のもとに老人のための各種事業を行うもので、老人の孤独と疎外をなくし、能力をいかし



昭和28年9月第1回敬老会記念町婦人会主催

て生き甲斐を出させ、市民相互の連帯と交流を深めて老人福祉につとめて、明るい老後の生活を送るまちづくりをする目的である。

この指定により国、道から三年間にわたり、年間各一、〇〇〇万円の助成があり、市も一、〇〇〇万円ずつの支出により予算三、〇〇〇万円で福祉事業が進められた。

生きがい対策としては昭和四十七年度以降市老人奉仕団による公共施設の清掃、老人の楽焼き教室などを行ってきたが、本事業の推進のため種々雑多な事業を進めた。

老人農園、老人果樹園、老人ラ イブラリー（移動図書館車の老人クラ

ブ訪問）、レクリエーション教室（ボウリング・フォークダンスなど）、趣味の教室（手芸・茶道・陶芸など）、老人文化祭、花壇づくり、老人能力銀行などの趣味・能力を活かした事業計画が推進され、また寝たきり老人のためには、入浴サービス車の巡回訪問（月二回）、寝たきり、独り暮らし老人の寝具乾燥サービス、独り暮らし老人宅への友愛訪

問(週二回)や冬季間の除排雪(約四五世帯)、在宅老人の血圧測定、巡回健康相談、老人相談を毎月実施などを行った。

このほか老人のための健康管理講習会、福祉講演会、健康体操教室、交通安全教室、介護教室、老人新聞、お楽しみ芸能大会などを行って老人福祉事業の推進に大きな効果をもたらせた。なお三カ年の補助金打ち切りの後においてもこれら各種事業が継続されている。

老人生きがい事業(在宅老人対策)

- 1 老人福祉電話の貸付 昭和五三年度末現在二八台
昭和四八年 三台 四九年 五台 五〇年 五台
五一年 五台 五二年 五台 五三年 五台
- 2 福祉ベル(インターホン)貸付 昭和五三年度末現在三七台
昭和四七年 二台 四八年 三台 四九年 二台
五〇年 五台 五一年 五台 五二年 五台
五三年 五台
- 3 特殊寝台の貸付 昭和五三年度末 九台
昭和四九年 三台 五〇年 二台 五一年 二台
五二年 一台 五三年 一台

滝川市老人クラブ連合会

滝川市内での最初の老人クラブは昭和三十五年五月二十一日に光暁寺境内の太子堂が開放されて発足した市街地区の六〇歳以上の老人による「明友会」であるが、その後二、三年を経過して北滝の川、泉町、東滝川地区に老人クラブが誕生したので、各クラブ間の連絡調整機関として連合会を組織することになり、昭和三十八年九月四日各代表が協議した結果、滝川市老人クラブ連合会を結成した。規約、役員を選出して同年十月一日施行とした。

事務所は滝川市福祉事務所内に置き、会の事業としては、

- 1 各老人クラブ連絡調整
 - 2 関係機関及び関係団体との連絡及び交渉
 - 3 老人福祉思想の普及宣伝
 - 4 指導者の研修
 - 5 老人クラブ合同集会の開催
 - 6 各種レクリエーションの推進及び同大会の開催
 - 7 その目的を達成するための必要な事項
- とした。同年十月十九日全道老人クラブ代表者研修会に会長が出席し、北海道老人クラブ連合会に加入した。

昭和四十年十月、西町に滝川市老人福祉センターが完成し、連合会の役員が同センターの運営委員を担当することになった。

単位クラブ団体はその後各地に誕生し、現在は二十一団体をもつ連合会を組織している。

滝川市老人クラブ指標は次のとおりである。

- 一 いつも笑顔で、健康第一に心がけよう。
- 一 ひとりぼっちをやめて、みんなで話し合う明るい集りにしよう。
- 一 移り変わる世の中に、おくれを取らぬよう常に勉強しよう。
- 一 豊かな生活の知恵と技術を生かし、社会に奉仕しよう。
- 一 いつも恵まれない老友の心のかてとなりましょう。

連合会活動の概要は次のとおりである。

老人の生きがい行事

- | | | | |
|----|---------|--------|------------|
| 健康 | ・ 単位クラブ | 毎月一回 | 健康相談(血圧測定) |
| | ・ 連合会 | 毎年一回 | 健康管理講習会 |
| | | 毎年一〜二回 | 老人体操教室 |
| | | 毎年二回 | 老人歩け歩け運動 |
| | | 毎年二回 | ゴルフ練習会 |

レクリエーション

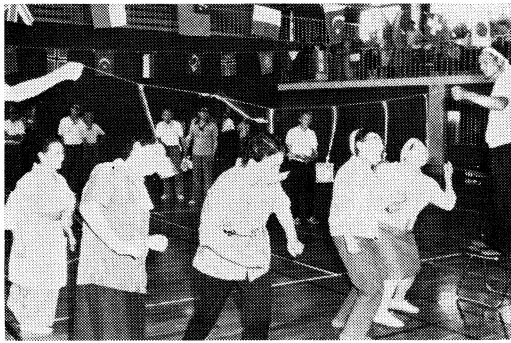
- ・ 単位クラブ
- 舞踊、民謡、碁、将棋、ゲーム、老人カセット文

五五	一、二、四、九、三	一、〇〇〇、〇〇〇	三カ所	二、三、五、七、五
五三	一、一、七、三、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二カ所	一、四、二、九、一、七〇
五二	一、一、三、一、四、〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二カ所	四、九、六、六、六九
五四	一、一、一、〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	二カ所	：

注 生きがい事業のうち昭和五十年以降は明るいまち推進事業を含む。



老人クラブ演芸発表会



老人運動会 昭和50年

長寿者氏名(昭和五十四年九月末日現在・満九十歳以上)

氏名	生年月日	年齢	住所	氏名	生年月日	年齢	住所
池田五郎治	一七・三・八	八〇	一の坂町東	萩原重喜	三・五・六	八〇	本町
中島甚太郎	一八・八・元	八〇	明神町	竹村与作	三・五・〇	八〇	栄町
新保喜太郎	二・七・五	八〇	西町	小林義胤	三・六・四	八〇	大町
岸文五郎	二・八・六	八〇	江部乙町	篠原みつ	一・二・元	八〇	一の坂町西
元村四十吉	三・三・〇	八〇	江部乙町	川端定	一・六・六	八〇	幸町
山本定吉	三・四・〇	八〇	江部乙町	藤井マツ	一・九・一	八〇	幸町
松浦石松	三・五・五	八〇	本町	西出ゆき	二・二・一	八〇	新町

8 国民年金制度

老齢廃疾又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的に、昭和三十四年十一月一日国民年金法が施行された。

それまでは厚生年金、船員保険と各種共済組合の制度による俸給生活者を対象としたものであったが、農林漁業、小企業、サービス業などの自営業関係者に対する強制加入と俸給生活者の配遇者に対する任意加入を加えた国民皆年金制度としたのである。

国民年金は原則として掛金を支払う拠出制だが、既に重度の障害者には障害福祉年金、七〇歳以上の高齢福祉年金、母子世帯の母子福祉年金は無拠出制として請求手続きを進め昭和三十五年三月三日から支給された。

また拠出制による資格取得届は三十五年十月一日から受付を開始し、翌三十六年四月一日支給とした。

大越	ハル	二〇・二・五	八	江部乙町	園田	しう	三・七・三	八	江部乙町
沼前	しま	二〇・三・〇	八	西町	近藤	カル	三・九・六	八	江部乙町
中村	ツヤ	二〇・九・一	八	南滝の川	竹村	きく乃	三・〇・一	八	有明町
三坂	シナ	二〇・〇・六	八	江部乙町	佐藤	すみ	二・〇・五	八	一の坂町東
大滝	ソミ	二・一・八	八	栄町	中野	きよの	二・二・元	八	朝日町東
山口	はつ	三・一・三	八	江部乙町	高橋	キノ	三・五・七	八	江部乙町
米田	きよ	三・一・五	八	空知町	石原	ふさ多	三・七・五	八	栄町
及川	まつ	三・四・六	八	幸町	伊藤	トク	三・八・五	八	江部乙町

加入の促進に努め、また保険料の納入に当たって地域ごとに納入組合の設立を促進し、各組合の連絡調整をはかる連合体組織として昭和四十三年三月二十二日国民年金保険料納入組合連合会が設立された。

滝川市での保険料納入、加入実績は高く、昭和四十九年十月二十五日の国民年金法施行一五周年記念式が札幌市で開催された席上、次のような表彰を受けた。

- 厚生大臣表彰 滝川市
- 北海道知事表彰 滝川市本町三区国民年金保険料納入組合
- 北海道国民年金協会長表彰 滝川市まりも会 同 右

現行における国民年金拠出制の一覧を掲げれば次のとおりである。
受けられる国民年金

種別	加入期間	支給対象	年金額(月額)
老齢年金	本人が二五年以上	六五歳	(注)
通算老齢年金	すべての年金制度を合わせて二五年以上	六五歳	納付月数×一、三〇〇円×一、二〇七÷一二
障害年金	本人が一年以上	けが、重い病気で身障者になった時	一級 四九、七九二円 二級 三九、八三三円
母子年金	妻が一年以上	夫が死亡し、母子世帯になった時	三九、八三三円 子供がいる場合は二人目二、〇〇〇円、三人目以降は四〇〇円が加算される
準母子年金		働き手を失った祖母、姉が孫や弟妹の面倒をみた時	
遺児年金	父・母が一年以上	孤児になった時	

第二章 社会福祉

寡婦年金	付加年金
夫が二五年以上 老齢年金を受ける資格のある夫と死別した六〇歳から六四歳までの寡婦	本人が一年以上 老齢年金、通算老齢年金を受けられる時
夫が受けるべき老齢年金の二分の一	付加保険料納付月数×二〇〇円÷一二

- 注1 一、三〇〇円×(保険料納付月数+免除月数÷13)×一・二〇七
2 明治三十九年四月二日から昭和五年四月一日までに生れた人で保険料納付期間が二五年未満の人に加算される年金

滝川市国民年金加入状況

- 3 付加年金 二〇〇円×付加保険料納付月数

(単位千円)

区分	被保険者数			左のうち免除者数			保険料収納額(千円)
	総数	強制	任意	総数	法定	申請	
四三	一〇、六三三	八、四九四	二、一三九				七、四四三
四五	一一、二一七	八、二九三	二、九二四				二、五九六
四七	一一、四二一	八、六九七	二、七二四				二、九〇五
四九	一一、九六六	八、七四一	三、二二五				三、四〇六
五一	一二、五〇九	八、七七一	三、七三二				三、九〇七
五三	一三、〇五二	八、八二九	四、二二三				四、四〇八

福祉年金給付実績

(単位・件・千円)

年度区分	総数		老齢年金		障害年金		母子年金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
四一	九七	一四、三三六	九〇〇	一一、二八〇	七	二、二二六	四	七三
四四	一三三	二〇、四四一	一一五	一六、一四七	三三	三、八三三	二六	四〇三
四七	一六九	二五、〇〇三	一四五	二〇、七九〇	二二	三、三〇〇	二	一〇三
五〇	一九七	二七、一五五	一六八	二二、八七七	二九	四、五五八	一	一〇三
五三	二五八	三三、八七七	二二四	二七、七三三	二二	五、八八三	一	二八三

国民年金給付実績

(単位千円)

区分	総額	老齢年金	障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	死亡一時金
四六	107,211	1,261	3,333	5,266	121	—	—
四七	33,006	1,528	4,910	5,266	202	—	—
四九	105,298	26,881	27,848	33,778	232	1,232	528
五一	403,291	31,292	24,350	33,291	1,233	2,293	200
五二	555,321	403,000	7,648	33,293	2,267	2,267	261
五三	2,253	2,230	12	11	9	30	12
金額	2,552,268	400,266	66,294	219,244	2,855	3,335	454
件数	2,253	2,230	12	11	9	30	12

第二節 民生委員

方面委員

生活困窮者の救済は社会問題として見過すことができない事柄として取扱われるようになり、すべての人々が明朗で健全な社会をめざす動きが続けられている。

明治時代に入って封建制度の改革があり、貧困者や困窮士族があふれて時の政府は救済策をはかった。北海道の屯田兵制度もこの一環といえるものである。

明治四十一年中央慈善協会が設立されて、救貧のために多くの社会事業も生れている。しかし、救貧制度的なものがなく、この制度の始めは大正六年の岡山県訓令第一〇号による濟世顧問設置規程に基づく制度で、貧困の原因を消滅させ防貧をはかるというものである。翌七年には大阪府に方面委員制度が発足し、しだいに各地に広がって昭和三年ごろまでに方面委員の名称により普及して戦中、戦後

までこの名称が使われていた。委員の活動は貧困家庭における扶養義務指導が主なものであったが、貧困家庭の援護、独居老人の慰問、家庭紛争の調停、非行青少年の指導等である。

北海道にあっては大正十一年札幌・小樽・函館・旭川・室蘭・釧路の六市に保導委員として一七六名が置かれたのに始まる。

昭和四年に法律第三十九号をもって救護法が公布され、道庁では昭和六年十二月に告示をもって北海道方面委員規定を公布した。昭和七年一月一日に至って同法施行となり、全道で一、七三四人の発令があった。これに伴い滝川町にも方面委員の発令があったようであるが不明である。昭和八年十一月北海道方面委員会が設立された。

昭和十一年三月庁令の一部改正により方面賛助委員、嘱託医師、嘱託産婆を置き、また方面幹事を設けて方面委員訓練を施した。また北海道方面委員会は北海道方面委員連盟と改称した。

さらに各方面には常設委員を置き、支庁・市には連合方面を設けて道庁には方面委員せんこう委員会を置いた。

昭和十一年十一月十三日方面委員令が公布され、翌十二年一月十五日施行となったが、隣保相扶、互助共済の精神が強調されたもので、①地方の任意設置から全国統一に前進された。②設置主体が府県となった。③任期を四年とし、選任は選考委員会が行う。ということである。昭和十二年三月救護法の改正により、方面委員は市町村長の補助機関となった。また財団法人北海道方面事業後援会が設立した。

この年四月から江部乙村にも方面委員が置かれるようになり、同

年三月二十三日村会において方面委員手当額及びその支給規程が議決され、同四月一日施行した。

方面委員手当額及其ノ支給規程

第一条 方面委員手当額ヲ定ムルコト左ノ如シ

壹箇年 金 拾 円 以 内

第二条 手当ハ新任ノ者ニハ就職ノ当月ヨリ退職又ハ死亡ノ者ニハ退職又ハ死亡ノ当月マデ月割ヲ以テ支給ス

亡ノ当月マデ月割ヲ以テ支給ス

手当ハ毎年度末ニ於テ其ノ年分ヲ支給ス 但シ退職又ハ死亡者ハ其ノ時々之ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本規程ハ 昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

この規程は昭和二十二年七月七日廃止となったが、各市町村においても同様の措置がとられていたと思われる。滝川町の資料は不明らかでない。

終戦後の昭和二十一年六月五日方面委員の名称を民生委員と改称したが、戦後の混乱した世相の中で戦没遺家族や生活困窮者などの援護に多忙を極めた。

滝川町地区の昭和十四年度方面委員及び昭和十七年度の各委員氏名は次のとおりである。

方面	委員氏名	受 持 区 域
市街	田村文平	第十五・十六・十七区、本通三・四・五区
市街	関藤静雲	第六・七・八・九・十区
市街	福永清一	第一鉄橋通
市街	田中巖雄	第十一・十二・十三・十四区
市街	照本市藏	第二・三・四・五区
市街	石丸幸雄	一ノ坂、通一、本通一・二区
農村	高橋幸市	西五・六、通七、東七・八丁目、西七・八丁目

農村	南 昭光	空知太区
農村	福田義行	通二・三丁目、坂下、東一・二丁目、西一・二丁目
農村	稲垣新太郎	通四・五、東五・六丁目
農村	三谷登美	幌倉二・三・四・五区
農村	宮本政男	西裡
農村	酒井早治	東裡一・二区
農村	長瀬鶴次郎	東三・四、西三・四丁目
農村	尾郷一	幌倉一区

△昭和十四年滝川町事務報告▽

昭和十七年度滝川町事務報告による委員交替者氏名

市街 田村文平・福永清一・照本市藏に変わって各受持区域順に野瀬武衛門、塚本信一・泉 完の各氏

農村 稲垣新太郎、三谷登美・尾郷 一に変わって各々寺口四郎、河内治吉、佐藤勇次の各氏

江部乙地区方面委員(昭和十二年十月から二十一年まで)

山本宗平 長谷川平藏 福永正賀
川島多吉 本吉武雄 村上寅之進

民生委員 昭和二十一年六月五日従来の方面委員を民生委員と改められたが、法的には昭和二十一年九月十三日公布、十月一日施行の民生委員令により方面委員令が廃止された。また同日付で生活保護法の公布、施行がなされた。

これにより民生委員は生活保護の末端組織として時代に適應するように考慮され、設置主体が厚生省となって、昭和二十一年十二月一日、改めて厚生省から各委員に委嘱辞令が交付され、滝川町は橋本徳四郎ほか二〇名、江部乙村は一〇名の発令となった。任期は二年である。

翌二十二年十二月十二日、法律第六十四号により児童福祉法が

制定され、民生委員は児童委員を兼ねることになって一応全委員が解職となり、新たに昭和二十三年四月一日付で民生委員兼児童委員として発令された。

昭和二十三年七月二十九日法律第九十八号で民生委員法が公布されて、社会福祉事業の発展充実制度が確立し、委員任期は三年となった。

昭和二十六年三月二十九日社会福祉事業法が公布され、市には福祉事務所を置くことになり、共同募金、社会福祉協議会の活動にふれることになったが、これより先の同年一月十二日中央社会福祉協議会が発足して、この年には全国的な社協組織の動きとなった。

昭和二十六年十月十五日民生委員信条の制定があり、次のとおりである。

- 一 われらは隣人愛をもってその力を社会福祉の増進に捧げる
- 一 われらは常に地域社会の実情を審かにすることに努める
- 一 われらは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じその更生を援ける
- 一 われらはすべての人と協力し明朗で健全な地域社会の建設に努める
- 一 われらは常に公正を旨とし人格の涵養と識見の向上に努める

昭和二十八年八月一日及び三十五年四月一日に民生委員法の一部改正があり、常務委員の規定を除き総務という組織代表を置くことになって現在に至っている。

なお滝川市では昭和三十四年十二月二日（江部乙町では昭和二十七年）から）民生児童委員に対して、滝川市民生調査員として委嘱し、民生委員協議会を設置した。

民生委員は無報酬の活動を行っているものであるが、この活動を

より活発に行うための市の助成が加わるようになったもので、以来改選のたびに民生調査員の委嘱発令が行われている。

心配ごと相談

民生委員協議会の事業として心配ごと相談を行うことになり、昭和三十六年九月二十二日から毎週金曜日に会長金子協平宅に民生委員が交替で三名ずつ集まり、会長を含めて心配ごと相談を行うことになった。

二年後の昭和三十八年八月から市においても市民相談係を設置し市民相談員を置くことになったので、民生委員相談員の相談所を市役所内に移した。昭和四十年からは数名の委員による相談方法がとられ、昭和四十二年からは毎週月・水・金曜日を相談日とした。三名の民生委員が各曜日を受持つて相談に当たるようになった。

昭和四十六年十月四日社会福祉協議会の事業として心配ごと相談が位置づけられ、社協から委嘱の相談員が業務を行うことになった。

一方、江部乙地区では昭和三十三年度から「困ったこと相談所」として民生委員があたっていたが、昭和三十八年度から「心配ごと相談所」として体育館静養室に水曜日午後開設し、二名の相談員がこれに当たった。昭和四十一年度からは毎月二の日開設となり、昭和四十六年度以降は市江部乙支所内に社協委嘱の相談員三名による心配ごと相談所を置いて今日に至っている。

民生委員（児童委員）

橋本徳四郎	三・三・一〇六・二・三〇	山本	そで	三・三・一〇四・二・三〇
武田	セイ 同 右	〇三・二・三〇	田子	ヒサ 同 右
杉村	哲子 同 右	〇同 右	関藤	静雲 同 右
				〇三・二・三〇

田中 嶺雄 三・三・一〇三・二・〇〇
 岡本 貴行 同 右 〇三・八・六
 高橋 幸市 同 右 〇三・二・〇〇
 大野与三松 同 右 〇三・三・三
 小林儀三郎 同 右 〇三・三・三
 野瀬武衛門 同 右 〇三・二・〇〇
 長瀬鶴次郎 同 右 〇三・二・〇〇
 宮本 政男 同 右 〇三・二・〇〇
 塚本 信一 同 右 〇三・二・〇〇
 福永 清一 同 右 〇三・三・三
 寺口 四郎 同 右 〇三・二・〇〇
 長谷川重之 同 右 〇三・二・〇〇
 三笠 金吾 同 右 〇三・二・〇〇
 内野 長盛 同 右 〇三・二・〇〇
 岡内杉一郎 同 右 〇三・二・〇〇
 金子 協平 同 右 〇三・二・〇〇
 大渡 清治 同 右 〇三・二・〇〇
 杉浦 善正 三・二・〇三・二・〇〇
 竹田 三吉 三・四・一〇三・七・六
 高橋与四蔵 同 右 〇三・二・〇〇
 佐藤 武 同 右 〇三・二・〇〇
 永光 沢 同 右 〇三・二・〇〇
 佐藤 安平 同 右 〇三・七・六
 森若 外勝 同 右 〇三・二・〇〇
 林 市太郎 同 右 〇三・二・〇〇
 北垣藤一郎 同 右 〇三・二・〇〇
 石黒 正信 同 右 〇三・二・〇〇
 橋本 文男 同 右 〇三・二・〇〇
 本間喜一郎 同 右 〇三・二・〇〇
 山崎 藤平 同 右 〇三・二・〇〇
 西村 諄一 同 右 〇三・二・〇〇

増永 貞吉 三・四・一〇三・七・六
 更沢 亀一 同 右 〇三・二・〇〇
 山田 政信 同 右 〇三・七・六
 篠島 金蔵 同 右 〇三・二・〇〇
 原 喜代治 同 右 〇三・二・〇〇
 高畑 宜雄 同 右 〇三・二・〇〇
 西村 幸一 同 右 〇三・二・〇〇
 佐原 直之 同 右 〇三・七・六
 高嶋 教仁 同 右 〇三・二・〇〇
 齐藤 里次 三・〇・三・現在
 藤岡 幸蔵 三・三・一〇三・二・〇〇
 三谷 キク 三・四・六・同 右
 小林 ミヨ 三・七・元・三・二・〇〇
 林 ミツ 三・五・五・〇三・二・〇〇
 山口 行薫 三・七・元・三・二・〇〇
 福田 清造 三・三・一〇三・二・〇〇
 山田喜一郎 同 右 〇三・二・〇〇
 伊藤 貞志 同 右 〇三・二・〇〇
 遠田運之助 同 右 〇三・二・〇〇
 工藤勇太郎 三・三・一〇三・二・〇〇
 中川 泰蔵 同 右 〇三・二・〇〇
 田村 トキ 同 右 〇三・二・〇〇
 武田 末治 同 右 〇三・二・〇〇
 山田 春子 同 右 〇三・二・〇〇
 岡部 潔 同 右 〇三・二・〇〇
 井山 静 同 右 〇三・二・〇〇
 毎原 政夫 同 右 〇三・二・〇〇
 合田 正勝 同 右 〇三・二・〇〇
 内田 忠雄 同 右 〇三・二・〇〇
 砂原 良雄 同 右 〇三・二・〇〇

大島太市郎 三・三・一〇三・二・〇〇
 半坂 栄三 同 右 〇三・二・〇〇
 浅井 国行 三・五・一〇三・二・〇〇
 芳村 きみ 三・三・一〇三・二・〇〇
 中村 常雄 三・三・一〇三・二・〇〇
 福田 キク 同 右 〇三・三・三
 中村 泰二 同 右 〇三・二・〇〇
 荒 勝治 同 右 〇三・二・〇〇
 川端新次郎 同 右 〇三・二・〇〇
 横山 重雄 三・五・一〇三・二・〇〇
 染谷 幸夫 三・五・一〇三・二・〇〇
 内山 タケ 三・三・一〇三・二・〇〇
 近野銭太郎 同 右 〇三・二・〇〇
 関藤 竜静 三・三・〇・同 右
 江口 幾代 同 右 〇三・二・〇〇
 泉野 栄作 三・三・一〇三・二・〇〇
 小枝 春雄 同 右 〇三・二・〇〇
 橋本 久安 同 右 〇三・七・七
 安達 勝郎 三・二・一〇三・二・〇〇
 安野 正美 三・一・一〇三・二・〇〇
 柴田 ヤス 三・四・九・三・二・〇〇
 大森 スイ 同 右 〇三・三・三
 山岸佐一郎 三・三・一〇三・二・〇〇
 舟津 幸作 三・三・一〇三・二・〇〇
 里見 友吉 同 右 〇三・二・〇〇
 岡崎田鶴子 同 右 〇三・六・六
 高橋 源治 同 右 〇三・二・〇〇
 大西 正友 同 右 〇三・二・〇〇
 稲田晴太郎 同 右 〇三・二・〇〇
 佐藤 源吾 同 右 〇三・二・〇〇
 遠藤 三雄 同 右 〇三・二・〇〇

木村 舛治 三・三・一〇三・二・〇〇
 大原富士一 同 右 〇三・二・〇〇
 白水 薫 同 右 〇三・二・〇〇
 矢島 亀鶴 三・三・一〇三・二・〇〇
 篠島きよ江 同 右 〇三・二・〇〇
 国枝 栄 同 右 〇三・二・〇〇
 串崎 栄江 三・〇・五・〇三・二・〇〇
 森 順 同 右 〇三・三・三
 二葉 久子 三・四・五・現在
 小畑 武男 三・三・一〇三・二・〇〇
 目黒 教子 三・四・一〇三・二・〇〇
 逸見 文二 三・三・一〇三・二・〇〇
 藤森 純義 同 右 〇三・二・〇〇
 沢本 豊久 同 右 〇三・二・〇〇
 藤井 文一 同 右 〇三・二・〇〇
 野口藤四郎 同 右 〇三・二・〇〇
 辻奥 トク 同 右 〇三・二・〇〇
 梅木 義雄 同 右 〇三・六・六
 西尾米次郎 同 右 〇三・二・〇〇
 浜多 輝男 三・三・三・同 右
 林 時枝 三・三・一〇三・二・〇〇
 杉浦 京子 同 右 〇三・二・〇〇
 中井 きよ 同 右 〇三・二・〇〇
 小山内富蔵 同 右 〇三・二・〇〇
 樋郡 英夫 同 右 〇三・二・〇〇
 坂本 マス 同 右 〇三・三・三
 藤原 常男 同 右 〇三・二・〇〇
 寺口 章 同 右 〇三・二・〇〇
 粟津 富蔵 同 右 〇三・二・〇〇
 福田 清昭 三・三・一〇三・二・〇〇
 高田 優 三・三・一〇三・二・〇〇

鴨田 京子 哭・三・一 現在
 酒井 徹 同 右 現在
 本野 正一 同 右 現在
 藤本 イト 哭・三・一 現在
 野上 次夫 哭・三・五 現在
 長谷川 正雄 哭・二・一 哭・二・三
 前野 美衣子 哭・四・一 現在
 工藤 アエ 哭・三・一 現在
 横井 善吉 同 右 現在
 細川 二郎 同 右 現在
 山西 政雄 同 右 現在
 森谷 きく 同 右 哭・二・三
 石川 澄子 同 右 現在
 宮井 勲 同 右 哭・二・三
 草浦 芳子 同 右 現在
 相田 花枝 同 右 現在
 今井 キウ 同 右 現在
 高島 トメ 同 右 現在
 岡本 行男 同 右 現在
 高橋 秀治 同 右 現在
 菅原 武男 同 右 現在
 中山 完爾 同 右 現在
 小林 チヨノ 同 右 現在
 三浦 静江 同 右 現在
 今井 キヨ 同 右 哭・二・三
 民生委員(児童委員) 江部乙地区
 山本 宗平 三・三・一 哭・三・三
 進藤 正雄 同 右 同 右
 石黒 啓明 同 右 同 右
 川島 多吉 同 右 同 右
 本吉 武雄 同 右 哭・二・三

畑山 治男 三・三・一 現在
 加藤 君代 同 右 現在
 高橋 留五郎 同 右 現在
 西村 洋子 同 右 現在
 藤島 ミツヨ 同 右 現在
 川田 昭夫 同 右 現在
 小野 巽 同 右 現在
 綿谷 シズ 同 右 現在
 前森 幸子 同 右 現在
 高畑 イク 同 右 現在
 寺口 一夫 同 右 現在
 馬場 昭三 同 右 現在
 千田 栄子 哭・三・一 現在
 星 隆藏 同 右 現在
 坂下 薫 同 右 現在
 佐藤 正 同 右 現在
 塚本 英治 同 右 現在
 大山 春雄 同 右 現在
 河村 久男 同 右 現在
 楠田 勇吉 同 右 現在
 保田 スギ 同 右 現在
 谷口 ミツ 五・七・一 現在
 福田 和義 同 右 現在
 藤井 さかえ 同 右 現在
 村上 寅之進 三・三・一 哭・三・三
 川島 幸太郎 同 右 同 右
 玉置 一平 同 右 同 右
 三栗 行善 同 右 同 右
 早弓 房松 同 右 哭・二・三

山本 ハツノ 不明 哭・二・三
 玉置 元且 三・四・一 哭・三・一
 野並 汎 同 右 同 右
 石川 初吉 同 右 哭・二・三
 島津 ユリ 同 右 哭・二・三
 藤田 作治 同 右 同 右
 松尾 カツ 同 右 同 右
 黒田 実 同 右 哭・二・三
 石川 正吉 同 右 哭・二・三
 中道 与一郎 同 右 同 右
 上杉 幸定 同 右 同 右
 吉田 昇一 同 右 哭・二・三
 和田 秀喜 三・四・一 哭・三・一
 山本 亀吉 同 右 哭・二・三
 山本 定吉 三・三・一 哭・二・三
 吉田 精一 同 右 哭・四・三
 島津 国宝 同 右 哭・二・三
 本瀬 浅次郎 同 右 哭・四・三
 野田 のぶ 同 右 哭・二・三
 宝利 十郎 同 右 同 右
 住友 勝三郎 同 右 同 右
 玉置 テルエ 同 右 哭・二・五
 川上 兼代 六・三・一 哭・二・三
 福山 古 同 右 同 右
 鈴木 一 同 右 哭・二・三
 玉木 助三郎 同 右 哭・二・三
 寿美 繁男 三・三・一 哭・八・一
 増永 隆一 三・五・一 哭・二・一
 中村 助次 同 右 哭・二・三
 河原 みつ 三・三・一 同 右
 坪田 末吉 同 右 同 右

寺島 周一郎 三・三・一 哭・二・三
 平手 喜三郎 同 右 哭・二・三
 門間 長太郎 同 右 同 右
 高谷 秀光 三・九・一 同 右
 玉置 一平 三・五・一 哭・九・四
 原田 浩 三・四・一 哭・二・三
 宮沢 芳雄 三・三・一 哭・二・三
 芝原 キヨ子 同 右 同 右
 石黒 光成 同 右 哭・二・三
 藤村 カツコ 三・三・一 哭・二・三
 池下 静江 三・三・一 同 右
 高桑 よし子 三・四・一 同 右
 工藤 徳雄 三・三・一 同 右
 林 貞雄 同 右 哭・二・三
 大田 清哲 同 右 哭・二・三
 西野 良吉 同 右 哭・二・三
 岡部 義男 同 右 哭・二・三
 磯江 良子 同 右 哭・二・三
 川島 勇喜夫 三・三・一 同 右
 伊藤 佐智子 同 右 哭・二・三
 舟山 一夫 同 右 哭・七・三
 桔梗 なお 哭・三・一 同 右
 川島 喜三郎 同 右 同 右
 三谷 康吉 哭・八・六 同 右
 中野 省三 哭・三・一 同 右
 藤岡 ユリ 同 右 同 右
 山本 文子 同 右 同 右
 岩上 幸二郎 同 右 同 右
 工藤 勝 三・三・一 同 右
 嘉見 照子 同 右 同 右
 玉置 重司 同 右 同 右

民生委員推せん会 民生委員の適格者を求めるために、昭和二十

一年十一月十五日民生委員推薦会が設置された。

推せん会委員により選考された民生委員候補者を市長経由で道知事に報告され、道においても審査会の選考確認のうえ厚生省に送られて民生委員が委嘱されることになっている。推せん会委員氏名(判明分)は次のとおり。

(旧滝川市)

氏名	就任年月日	退任年月日
寒河江 巧	二・二・二五	
中川捨三郎	同 右	
白水 務	同 右	〽〽・三・三三
五十嵐 一郎	〽	
小林儀三郎	同 右	
家木 為	同 右	
西村 範	同 右	
石黒 正信	同 右	
佐藤民治郎	三・	〽〽・三・三三
大和田 実	〽	〽〽・三・三三
金子 協平	同 右	〽〽・九・三〇
武田 セイ	同 右	〽〽・三・三三
中村 武男	〽	〽〽・三・三三
酒井 信高	〽	〽〽・九・三〇
宮森寛太郎	同 右	〽〽・三・三三
田子 ヒサ	同 右	〽〽・九・三〇
関藤 静雲	同 右	〽〽・九・三〇
杉浦 善正	〽	〽〽・九・三〇
小田中 キヌコ	〽	〽〽・一〇・一〇 同 右

第二章 社会福祉

(旧江部乙町)

氏名	就任年	退任年
一木 善二	三・	〽〽・三・三三
小杉 芳三	三・	〽〽・三・三三
高木 正義	同	〽〽・三・三三
前田 春市	同	〽〽・三・三三
梅野 種勝	〽	〽〽・三・三三
早弓 房松	三・	〽〽・三・三三
吉田 昇一	〽	〽〽・三・三三
石川 初吉	三・	〽〽・三・三三
手嶋 二枝	〽	〽〽・三・三三
石橋 武	〽	〽〽・三・三三

(新滝川市)

白水 務	〽	〽〽・三・三三
岡本 義雄	同 右	〽〽・五・五三
矢島 亀麿	同 右	〽〽・三・三三
後呂 義久	同 右	〽〽・三・三三
中村 正男	同 右	〽〽・三・三三
寺島周一郎	同 右	〽〽・三・三三
一木 善二	同 右	〽〽・三・三三
米田 実	同 右	〽〽・三・三三
堀田 武司	同 右	〽〽・三・三三
早弓 房松	同 右	〽〽・三・三三
中島 広保	同 右	〽〽・三・三三
田村 一雄	同 右	〽〽・三・三三
真田 整一	〽	〽〽・三・三三
西村ケイ子	〽	〽〽・三・三三

曾我部秋好	三・	〽〽
中西 重清	〽	〽〽・三・三三
岡部 義男	〽	〽〽・三・三三
福山 古	〽	〽〽・三・三三
黒田 早苗	〽	〽〽・三・三三
寺島周一郎	〽	〽〽・三・三三
石黒 光成	〽	〽〽・三・三三
谷口 礼穂	〽	〽〽・三・三三
畑原喜之助	〽	〽〽・三・三三
松ヶ平五作	〽	〽〽・三・三三

齊藤 里次	〽	〽〽・三・三三
水谷 五一	同 右	〽〽・三・三三
業天 孝一	同 右	〽〽・三・三三
手嶋 二枝	同 右	〽〽・三・三三
大草一二三	〽	〽〽・三・三三
猪口英之助	同 右	〽〽・三・三三
綱瀨 正幸	同 右	〽〽・三・三三
嘉見 光義	同 右	〽〽・三・三三
峰村 孝	〽	〽〽・三・三三
香西 キク	同 右	〽〽・三・三三
金山 二男	同 右	〽〽・三・三三
山本 義郎	同 右	〽〽・三・三三

第三節 社会福祉活動・組織

1 戦災者・引揚者援護

太平洋戦争で日本国内が爆撃を受けるようになると本州からの疎開者や家屋・家財を失った戦災者が滝川にも流入するようになり、昭和二十年八月十五日の敗戦前日ごろから樺太の引揚者が続々と転入してきた。さらに満洲、中国などからも年を追って増加した。

これに対して滝川町民は同胞愛をもって援護の手を差し延べ、生活用具の供出運動を展開して三、一九一点に及ぶ物資が集まり、蒲團衣料、野菜、漬物などを無償で配給し、援護資金の貸付も実施するなど援護に努めたのである。

この昭和二十年には八月二十日、道からの樺太引揚無縁故婦女子七世帯、三〇人依頼割当があり、光暁寺の太子堂を借り受け応急措置をはかったが、この年は道内外罹災者が一〇四世帯二五六名、樺太及び外地引揚げ者二〇〇世帯四七〇名、一般疎開者一四三世帯四二六名の計四四七世帯一、一五二名の流入があった。

昭和二十一年八月十五日滝川町協会が設立されて、婦人会を主体にこれらの境遇にある人々を援助するようになり、当時の復員列車や引揚列車の湯茶接待、生活困窮者への援助に努めた。

昭和二十一年から二十三年にかけては罹災者の流入は減少したが引揚者は著しく増加し、高物価、食糧難、住宅難にあるため引揚者

の安住地が定まらないところから激しく移動が行われた。

道内外罹災者は昭和二十一年末に一四六世帯四五五人、二十二年末には一五六世帯四八六人、二十三年末には五二世帯一八三人と減少したのに対し、引揚者は二十一年末四六八世帯一、二九三人、二十二年に樺太引揚が本格化したところから八六六世帯二、三二六人の転入を数えた。二十三年末には前年までの転入者の在住者は三七五世帯一、四九七人とこの年の転入者一三六世帯五〇七人の五一一世帯、二、〇〇四人となり、二十四年には三五世帯九三人の転入で在住引揚者は四八二世帯一、九二三人、翌二十五年には一八世帯三人の転入があり、实在住者は四六五世帯一、二八二人と減少したが、しだいに定住の傾向をみせてきた。

引揚者の収容施設として町では昭和二十二年に人石の福利厚生施設の男子寮を買収した更生寮（本町二丁目一番現在の「みどり屋」裏の建物で後に商工会議所となった）、職員クラブを旭寮（明神町一丁目五番、現在の北洋相互銀行地内にあった扶桑軒）とし、光暁寺にあった太子堂を無縁故者収容所にあて五九世帯二七三名を収容した。

翌二十三年には集団収容施設として一一三・一六坪一二世帯収容の黎明寮を新設した。また東三丁目に一棟四戸を四棟、一戸当たり面積七・五坪の無縁故者住宅も建設した。

昭和二十六年には更生寮在寮者を対象とする引揚者住宅を東三丁目に道費補助を得て一〇棟二〇戸分を建築して更生寮を閉鎖した。

翌二十七年には旭寮在住者を対象として一四棟二八戸（一戸当り前年同様七・五坪）を隣接地に建設した。この工事費一、〇五五万円、

国補助二分の一で町費持出し五三八万円である。これらの整備により約八十世帯四〇〇名の引揚者を収容し、滝川町民としてそれぞれが落ち着いて生活ができるようになり、他の収容住宅以外の引揚者においても町民として生業を得て活躍することになったのである。

町では更生施設として大町一丁目一番の現在中川食品店である所にミシン五、六台を置いて縫製工場とし、戦後の衣料不足に対処する事業を五年ほど続けた。また引揚者更生資金を借り受け日用品雑貨、食糧品の販売を現在の名店ビル地点に集中させて、引揚者による一店三坪の小さな木造店が建ち並ぶ引揚者マーケットを形成させたが、連日盛況を極め商店街の中心的な位置を占めるようになった。昭和三十一年十二月二十五日火災が発生してマーケットが全焼し、その後市内有力企業とともに名店ビルを建設して営業を続けた。

引揚者の生活も次第に安定してきたが、政府は海外に資産を置いて帰国し、苦勞している引揚者に対し昭和三十二年五月十七日法律第九号を以って引揚者給付金等支給法を公布した。この法律の趣旨は「引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族には、この法律の定めるところにより給付金を支給する。」というもので、終戦の日の年齢基準による給付額は、五〇歳以上の者には二万八、〇〇〇円、三〇歳以上五〇歳まで二万円、一八歳から三〇歳まで一万五、〇〇〇円、一八歳以下七、〇〇〇円で一〇年以内償還年六分の国債を発行した。

さらに昭和四十二年十月一日引揚者等に対する特別交付金支給法

により五〇歳以上一六万円、三五歳から四九歳まで一〇万円、二五歳から三四歳まで五万円、二〇歳から二四歳まで三万円、一九歳以下二万円の特別交付金を支給する請求事務が行われ、一〇年償還無利子国債発行により、引揚者の救済を行った。

滝川町の引揚者収容施設

年 度	二二年		二三年		二五年		二六年		二七年	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
施 設 名	三七	一一二	三三	二〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三
更 生 寮	三六	一一二	三三	二〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三
旭 寮	四	二七	四	一五	三	三	三	三	三	三
無縁故収容所		二五	八	二五	三	三	三	三	三	三
黎 明 寮			六	三	三	三	三	三	三	三
無縁故住宅			一〇	三	三	三	三	三	三	三
夕 作 収容所										
東三丁目										
引揚者住宅										
東三丁目										
計	五	二七	五	二五	八	二四	五	二四	五	二四
年 度	二八年	二九年	三〇年							
黎 明 寮	三	三	三							
引揚者住宅	三	三	三							
二三年建築	三	三	三							
同右二六年建	三	三	三							
同右二七年建	三	三	三							
夕作収容所	四	四	四							

一方、江部乙町では終戦までに戦災疎開者の転入約三百五十名に加え、樺太からの引揚者一〇〇世帯四〇〇人の転入ありと昭和二十年の村事務報告にある。

昭和二十一年には引揚者総数一六七世帯四六一人、翌二十二年に

一八八世帯五六七人となった。

二十一年引揚者のうち無縁故者世帯の町村割当があり、四月一〇世帯五〇人を村内の部落会館五カ所に收容し、六月第二次割当があつて二〇人を東十二丁目会館、馬検場及び西十四丁目部落会館に收容準備したが、第二次割当は中止となった。

昭和二十二年に一〇世帯三八名の割当があつたが、村当局では市街一、二六四番地の元酒井病院の木造二階建一棟五七・二五坪を買収することになり、六月二十八日国補助により買収し、物置を一棟新築し八月二十日に受入完了とした。

昭和二十三年に一般引揚二一世帯八七人と無縁故引揚一〇世帯、三八名があり、無縁故者を收容施設に入れた。

昭和二十四年の在住者総数は一六五世帯五六一名で、引揚地別住宅確保状況は次のとおりである。

樺太 千島 朝鮮 中国 満洲 他 計
 二七七 一 一一 三二 二〇五 三四 五六一

年度	確保		同借		縁故先間借		收容施設		計
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
二四年	一三五	四八二	六	一九	二二三	五三	一	七一	一六五
二五年	一二六	四七九	五	二一	一八	四九	一	一一	一四九
二六年	一一〇	三九七	三	一三	六	二七	八	三七	一三七

昭和二十八年三月二十日一棟二戸建四棟の引揚者住宅六〇坪を建設して八世帯三九人を收容し、二十三年設置の中央收容所九世帯四八名と合わせ一七世帯八七名を收容していた。

昭和三十六年十一月七日、子供の火遊びから中央收容所が全焼したため、ただちに跡地へ一棟四戸建て三二坪を復旧事業として建設し、この建物は母子寮として焼失世帯の母子家庭を收容した。また、一棟二戸を一、八四三番地に建設（二六坪）し引揚者住宅とした。

昭和四五年引揚者特別交付金処理状況（江部乙町）

種別	受付件数	累計	認定・決定 件数	累計
引揚者交付金	五	一四四	一四九	一四九
遺族交付金	一	五〇	五一	五一
買上償還	五	二三	二八	二八

同 右（旧滝川市）

引揚者交付金	遺族交付金	買上償還	受付累計	認定累計
六二	一四	一〇四件	八三八件	八三〇件
八二四	四〇四	決定一〇四件	八三〇件	四〇五件
五七	五八		八〇三	四〇〇

昭和五二年度取扱状況

引揚者交付金 八三八件 認定累計 八三〇件
 遺族交付金 四〇七件 認定累計 四〇五件
 買上償還 一〇四件 決定一〇四件

2 滝川市遺族会

戦争の犠牲となり戦死した軍人軍属は一家の大黒柱か生計を支える家族であるところから、家族の嘆きも大きく、遺家族が生き抜くための苦勞は言語に絶するものがある。

戦後、連合軍は日本民族の弱体化をはかり、軍人遺族に対して

銚先を向け物心両面に頗る厳しいものであった。

したがって遺族同志が結束して昭和二十一年六月五日全国にさきがけて北海道連合遺族会が結成され、遺族に対する処遇復活運動が展開された。滝川町においても同年八月二十日滝川町遺族会を設立した。

昭和二十七年四月二十八日講和条約が成り、これを契機に全国の軍人遺族は遺族会を結成して各種の運動を展開し、恩給給与や戦没者遺族扶助料の増加等の要求に当たり、遺族処遇の改善がみられるようになった。

遺族会は英霊の顕彰と遺族の処遇向上を目的に旧滝川市遺族会は昭和二十七年八月に再編設立し、江部乙町遺族会は同年八月十八日に結成され、会員の親睦と福祉及び相互扶助と自力更生に当たることとして会の事業は遺族家庭の慰問及び疾病災害の見舞、靖国、護国神社参拝の助成、道連、空知連合会と連携し遺族扶助の改善並びに未帰還遺骨の早期送還運動の促進とし、会員は戦傷病死者及びこれに準ずる者の遺家族で任意加入とした。

間もなく滝川市遺族会では戦没者の霊を慰める顕彰塔を建設しようとの気運から昭和二十九年十一月十五日に建立を議決し、会員の努力により翌三十年八月十五日滝川神社境内で立派な顕彰塔除幕式が行われた。

昭和四十六年、旧滝川市江部乙町の合併により同年五月両遺族会も合併し、新しい滝川市遺族会が誕生した。

会の事業としては靖国神社、北海道護国神社の大祭参列、戦没者

追悼式及び遺族慰安会の実施、道及び空知連合会と連携を密にし、遺族処遇の改善向上を図る。結成趣旨の永続を図るための組織強化の推進をあげた。会員数は三〇九名であったが、現在は二六五名に減少し大部分が老齢者である。

事務所は市総合福祉センター内に置かれている。

歴代会長名

旧滝川市遺族会	初 吉田 儀作	2 三谷 登美	3 佐々木市之助
旧江部乙町遺族会	初 梅野 種勝	(合併まで)	
滝川市遺族会	初 佐々木市之助	四六	四五(合併まで)

3 戦没者遺族援護・恩給法請求事務

昭和二十七年四月三十日戦傷病者、戦没者遺族等援護法が制定され、軍人軍属等の公務上負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属であった者又はこれらの者の遺族を援護することになり、昭和二十八年八月一日恩給法の改正が行われ、生存旧軍人軍属、公務死による旧軍人軍属遺族者に対する国家保障が復活してこれらの請求事務が行われた。滝川市における各取扱い内容は別表のとおりである。

また、江部乙町における援護、恩給請求関係等は次のとおりである。

昭和二十四年までの復員者総数 旧陸軍六一五名 旧海軍一〇五名

同 二七年までの傷痍軍人数 四一名、旧老齢軍人数三二名

第七編 厚生

昭和二十七年までの戦没者軍人軍属遺族数 旧陸軍二一六

旧海軍 四六 計 一六二名

同 二八年九月、旧軍人等恩給受給権者一斉調査実施

同 二十七年以降援護法の遺族年金、弔慰金請求処理状況

年度	区分				
	該当者	請求者	未請求者	裁定数	未裁定者数
三二	二三四	二二二	三	二二五	六
					八

恩給法関係(公務扶助料、一時・普通等) 請求処理状況

昭和三十一年度該当者一二二人、請求数一一一人 裁定数一〇七件

昭和三十六年八月一〇日「戦時加算による旧軍人軍属の恩給復回と手続き等の改正内容を町民に広報で周知、九月より受付開始。

昭和四十五年までの援護・恩給関係処理状況

1 軍人軍属恩給関係

種別	加算恩給申達書 進達件数		普通恩給進達件数		傷病恩給進達件数	
	四五年 度	計	四五年 度	計	四五年 度	計
海軍	二	五七	一	八二	一	四五
陸軍	一	五七	一	七五	一	四一
計	二	一一四	二	一五七	二	八六

別表 戦没者遺族援護及び恩給法の請求件数(滝川市分)

年度	遺族年金		弔慰金(弔慰料)		恩給法(加算恩給)					
	戦没者等の妻 に対する特別 給付金	戦傷病者の妻 に対する特別 給付金	裁定件数	弔慰料 裁定件数	特別弔慰金	普通恩給	一時恩給	普通扶助料	公務扶助料	加算恩給
昭和二十八年	二〇八		二八八			五		八	一〇二	
同 三〇年	二三四		一一二					一五	二七二	
同 三二年	二五六		三二二					一六	二八三	
同 三四年	二六二		三二二						二九九	
同 三六年	二六九		三四九						三一三	七八
同 三八年	二七〇	二四	三五五	一〇		七八			三一七	一四三

2 公務扶助料、遺族年金、弔慰金(軍属なし)

種別	公務扶助料		遺族年金		弔慰金	
	四五年 度	計	四五年 度	計	四五年 度	計
海軍	一〇九	九三	一	七三	一	一一三
陸軍	一	一六	一	一三	一	二二
計	一一〇	一〇九	二	八六	二	一三三

3 戦傷病者手帳交付事務及び無賃乗車券交付事務

種別	進達	累計	交付	累計
手帳交付・書替事務	〇件	一二件	〇件	一二件
無賃乗車券交付事務	九〇件	九	九〇件	九

4 叙位叙勲

受付累計件数 八三件 伝達累計件数 八〇件

日本赤十字社と募金 一八五九年(安政六年)、北部イタリアのソル

4 募金活動

年度	受付進達	伝達	年度	受付進達	伝達	年度	受付進達	伝達
四〇年	一〇八	二二	四一	三三	二七	四二	一一	二六
四一	五一	七三	四三	一五	五一	四四	二六	一一
四二	八六	五〇	四四	三	五二	四五	一四	七
四三	七二	三二	四五	一	五三	四六	七	七
四四	二四	七四	四六	一三	計	四七	四一	八
四四		四九	四七	五〇		四八	四一	八
四四			四八	五〇		四九	四一	八
四四			四九	五一		五〇	四一	八
四四			五〇	五二		五一	四一	八
四四			五一	五三		五二	四一	八
四四			五二	五四		五三	四一	八
四四			五三	五五		五四	四一	八
四四			五四	五六		五五	四一	八
四四			五五	五七		五六	四一	八
四四			五六	五八		五七	四一	八
四四			五七	五九		五八	四一	八
四四			五八	六〇		五九	四一	八
四四			五九	六一		六〇	四一	八
四四			六〇	六二		六一	四一	八
四四			六一	六三		六二	四一	八
四四			六二	六四		六三	四一	八
四四			六三	六五		六四	四一	八
四四			六四	六六		六五	四一	八
四四			六五	六七		六六	四一	八
四四			六六	六八		六七	四一	八
四四			六七	六九		六八	四一	八
四四			六八	七〇		六九	四一	八
四四			六九	七一		七〇	四一	八
四四			七〇	七二		七一	四一	八
四四			七一	七三		七二	四一	八
四四			七二	七四		七三	四一	八
四四			七三	七五		七四	四一	八
四四			七四	七六		七五	四一	八
四四			七五	七七		七六	四一	八
四四			七六	七八		七七	四一	八
四四			七七	七九		七八	四一	八
四四			七八	八〇		七九	四一	八
四四			七九	八一		八〇	四一	八
四四			八〇	八二		八一	四一	八
四四			八一	八三		八二	四一	八
四四			八二	八四		八三	四一	八
四四			八三	八五		八四	四一	八
四四			八四	八六		八五	四一	八
四四			八五	八七		八六	四一	八
四四			八六	八八		八七	四一	八
四四			八七	八九		八八	四一	八
四四			八八	九〇		八九	四一	八
四四			八九	九一		九〇	四一	八
四四			九〇	九二		九一	四一	八
四四			九一	九三		九二	四一	八
四四			九二	九四		九三	四一	八
四四			九三	九五		九四	四一	八
四四			九四	九六		九五	四一	八
四四			九五	九七		九六	四一	八
四四			九六	九八		九七	四一	八
四四			九七	九九		九八	四一	八
四四			九八	一〇〇		九九	四一	八
四四			九九	一〇一		一〇〇	四一	八
四四			一〇〇	一〇二		一〇一	四一	八
四四			一〇一	一〇三		一〇二	四一	八
四四			一〇二	一〇四		一〇三	四一	八
四四			一〇三	一〇五		一〇四	四一	八
四四			一〇四	一〇六		一〇五	四一	八
四四			一〇五	一〇七		一〇六	四一	八
四四			一〇六	一〇八		一〇七	四一	八
四四			一〇七	一〇九		一〇八	四一	八
四四			一〇八	一一〇		一〇九	四一	八
四四			一〇九	一一一		一一〇	四一	八
四四			一一〇	一一二		一一一	四一	八
四四			一一一	一一三		一一二	四一	八
四四			一一二	一一四		一一三	四一	八
四四			一一三	一一五		一一四	四一	八
四四			一一四	一一六		一一五	四一	八
四四			一一五	一一七		一一六	四一	八
四四			一一六	一一八		一一七	四一	八
四四			一一七	一一九		一一八	四一	八
四四			一一八	一二〇		一一九	四一	八
四四			一一九	一二一		一二〇	四一	八
四四			一二〇	一二二		一二一	四一	八
四四			一二一	一二三		一二二	四一	八
四四			一二二	一二四		一二三	四一	八
四四			一二三	一二五		一二四	四一	八
四四			一二四	一二六		一二五	四一	八
四四			一二五	一二七		一二六	四一	八
四四			一二六	一二八		一二七	四一	八
四四			一二七	一二九		一二八	四一	八
四四			一二八	一三〇		一二九	四一	八
四四			一二九	一三一		一二八	四一	八
四四			一三〇	一三二		一二九	四一	八
四四			一三一	一三三		一三〇	四一	八
四四			一三二	一三四		一三一	四一	八
四四			一三三	一三五		一三二	四一	八
四四			一三四	一三六		一三三	四一	八
四四			一三五	一三七		一三四	四一	八
四四			一三六	一三八		一三五	四一	八
四四			一三七	一三九		一三六	四一	八
四四			一三八	一四〇		一三七	四一	八
四四			一三九	一四一		一三八	四一	八
四四			一四〇	一四二		一三九	四一	八
四四			一四一	一四三		一四〇	四一	八
四四			一四二	一四四		一四一	四一	八
四四			一四三	一四五		一四二	四一	八
四四			一四四	一四六		一四三	四一	八
四四			一四五	一四七		一四四	四一	八
四四			一四六	一四八		一四五	四一	八
四四			一四七	一四九		一四六	四一	八
四四			一四八	一五〇		一四七	四一	八
四四			一四九	一五一		一四八	四一	八
四四			一五〇	一五二		一四九	四一	八
四四			一五一	一五三		一五〇	四一	八
四四			一五二	一五四		一五一	四一	八
四四			一五三	一五五		一五二	四一	八
四四			一五四	一五六		一五三	四一	八
四四			一五五	一五七		一五四	四一	八
四四			一五六	一五八		一五五	四一	八
四四			一五七	一五九		一五六	四一	八
四四			一五八	一六〇		一五七	四一	八
四四			一五九	一六一		一五八	四一	八
四四			一六〇	一六二		一五九	四一	八
四四			一六一	一六三		一六〇	四一	八
四四			一六二	一六四		一六一	四一	八
四四			一六三	一六五		一六二	四一	八
四四			一六四	一六六		一六三	四一	八
四四			一六五	一六七		一六四	四一	八
四四			一六六	一六八		一六五	四一	八
四四			一六七	一六九		一六六	四一	八
四四			一六八	一七〇		一六七	四一	八
四四			一六九	一七一		一六八	四一	八
四四			一七〇	一七二		一六九	四一	八
四四			一七一	一七三		一七〇	四一	八
四四			一七二	一七四		一七一	四一	八
四四			一七三	一七五		一七二	四一	八
四四			一七四	一七六		一七三	四一	八
四四			一七五	一七八		一七四	四一	八
四四			一七六	一七九		一七五	四一	八
四四			一七七	一八〇		一七六	四一	八
四四			一七八	一八一		一七七	四一	八
四四			一七九	一八二		一七八	四一	八
四四			一八〇	一八三		一七九	四一	八
四四			一八一	一八四		一八〇	四一	八
四四			一八二	一八五		一八一	四一	八
四四			一八三	一八六		一八二	四一	八
四四			一八四	一八七		一八三	四一	八
四四			一八五	一八八		一八四	四一	八
四四			一八六	一八九		一八五	四一	八
四四			一八七	一九〇		一八六	四一	八
四四			一八八	一九一		一八七	四一	八
四四			一八九	一九二		一八八	四一	八
四四			一九〇	一九三		一八九	四一	八
四四			一九一	一九四		一九〇	四一	八
四四			一九二	一九五		一九一	四一	八
四四			一九三	一九六		一九二	四一	八
四四			一九四	一九七		一九三	四一	八
四四			一九五	一九八		一九四	四一	八
四四			一九六	一九九		一九五	四一	八
四四			一九七	二〇〇		一九六	四一	八
四四			一九八	二〇一		一九七	四一	八
四四			一九九	二〇二		一九八	四一	八
四四			二〇〇	二〇三		一九九	四一	八
四四			二〇一	二〇四		二〇〇	四一	八
四四			二〇二	二〇五		二〇一	四一	八
四四			二〇三	二〇六		二〇二	四一	八
四四			二〇四	二〇七		二〇三	四一	八
四四			二〇五	二〇八		二〇四	四一	八
四四			二〇六	二〇九		二〇五	四一	八
四四			二〇七	二一〇		二〇六	四一	八
四四			二〇八	二一一		二〇七	四一	八
四四			二〇九	二一二		二〇八	四一	八
四四			二一〇	二一三		二〇九	四一	八
四四			二一一	二一四		二一〇	四一	八
四四			二一二	二一五		二一一	四一	八

道、市民の福祉増進に貢献している。

滝川市においても赤十字地区長には市長をあて赤十字事業の推進がはかられており、昭和五十三年の事業報告では次の実績を示している。

1 社員増強運動	目標額	実績額
社費	一、七八九、〇〇〇円	二、二五八、九七〇円
賛助費	一〇〇、〇〇〇	二五、〇九七
寄附金	一五〇、〇〇〇	四〇四、三三六
計	二、〇三九、〇〇〇	二、六八八、四〇三
2 献血事業	献血協力目標人員	二、四七〇名
	実績人員	二、七一二名
	達成率	一〇九・八パーセント
3 災害救助	火災被害世帯に対し、毛布・日用品セット配布	被災者 三六世帯 八二名
	日用品セット	四四〇個 毛布一三九枚
4 災害救護資料の備蓄	救急自動車	一台 救急箱 二個
	テント	二張 毛布 五〇枚
	日用品セット	五〇個

赤十字特別奉仕団も次のとおり組織活動をしている。

(昭五四年現在)

名 称	発 足 年 月 日	団 長 名	会 員 数		
			男	女	計
滝川市赤十字奉仕団	昭三七・一・一四	中川 一郎	一四	五	一九
同 地区スキーパト ール奉仕団	〃三八・二・	鷹見 勲	一〇	一	一〇
同 音楽赤十字奉仕団	〃四〇・二・	森 憲明	二〇	二五	四五
同 青年赤十字奉仕団	〃四七・四・	東 照明	三一	二	三三
同 赤十字無線奉仕団	〃五二・一〇・一九	芳賀 征克	二四	五	二九

滝川市の赤十字募金状況(社員拠金・賛助・寄附金)

年度	滝川の目標	滝川の実績	年度	滝川の目標	滝川の実績
三一	二五、二〇〇円	一五、二〇〇円	三九	八六、三三三	四〇、九五
三二	二五、八〇〇	一五、〇〇〇	四〇	四七、七〇二	九七、六二
三三	一八、〇〇〇	一七、四四五	四一	四二、〇〇〇	六九、〇〇〇
三四	一八、〇〇〇	一九、五八六	四二	四三、〇〇〇	七〇、〇〇〇
三五	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三	四四、〇〇〇	七〇、〇〇〇
三七		二五、二四七	四五		八四、〇〇〇
三八		四三、二七三			

江部乙町分区の募金状況

年度	募 金 実 績	年度	募 金 実 績	年度	募 金 実 績
二九	六〇、三三八円	三三	五四、七〇〇円	三七	七七、五九〇円
三〇	五五、〇三五	三四	六七、三〇〇	三八	六六、七〇〇
三一	四六、二〇〇	三五	七二、八〇〇	三九	八二、七〇〇
三二	五二、七〇〇	三六	六三、四〇〇		

新・滝川市の実績・達成率

年度	募金実績	達成率	年度	募金実績	達成率	年度	募金実績	達成率
四八	一、五七	二五・八%	五一	三、四〇	二一・七%	五四	三、六〇	一七・二%
四七	一、〇〇	二六・六%	五〇	一、九八	二四・七%	五三	二、六八	二一・八%
四六	九三	一八・五%	四九	一、三三	一三・五%	五二	二、五〇	一四・一%

奉仕団員の信条

- 1 すべての人々のしあわせをねがい、陰の力となって人々に奉仕する。
- 2 常にくふうして、人々のためによりよい奉仕ができるよう努める。
- 3 身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで、世界の平和につくす。

共同募金 共同募金は民間によって営まれる社会福祉事業に

必要な費用を集める運動で、募金を一元化してその配分が行われ



年末たすけあい社会鍋

年度	目 標	実 績	年度	目 標	実 績
二二	円	六、三三〇	三四	一〇、〇〇〇	一八、六七〇
二四		一六、〇〇〇	三六	三〇、五〇〇	三九、八三〇
二六		一八、九三〇	三八	三〇、四〇〇	三九、九三〇
二八		三六、四七〇	四〇	三〇、〇〇〇	四六、二五〇
三〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、九三〇	四二	三〇、〇〇〇	三六、二五〇
三二	一〇〇、〇〇〇	一七、五三〇	四四	三〇、四〇〇	一五、一七〇

注 四三年以降は町社会福祉協議会費納入制となり共募の配分金がなくなった。

5 滝川市社会福祉協議会

終戦当時の極度な窮乏と混乱に陥った国民生活を安定する対策として、昭和二十二年の暮から全国的な助け合い共同募金運動が起り、毎年末に行われるようになった。

各種福祉事業団体も活動を始めるようになり、昭和二十四年ごろ

に日本社会事業協会、同胞援護会、全日本民生委員連盟の間に団体を統合して新しい連絡指導団体を結成しようとする動きがみられ、昭和二十六年二月に中央社会福祉協議会が発足した。

翌三月に社会福祉事業法が公布され、都道府県を単位とする社会福祉協議会が規定され、共同募金会と表裏一体の活動を行うことになった。社会福祉協議会は略して「社協」とよばれるようになったが、この年のうちに都道府県単位の結成をみた。

市町村における社協については法的に設置規定がなく、住民福祉の向上にお互いが協力しあい、自主的自発的に民間組織で設立されるものとしたのである。

さて都道府県における社協が発足し、その活動に入ると基盤となるべき市町村の社協組織がなければ実質的な運動ができないため、都道府県では小単位（郡市町村）の社協結成の促進をはかる結果となって、翌二十七年には名目的な組織の結成が全国的に行われるようになった。

① 旧・滝川市社会福祉協議会

社会福祉事業法の制定に伴い滝川町においては民生委員、保護司等を中心に昭和二十六年七月十二日滝川町社会福祉協議会を結成し、事務所は町役場民生係に置いて社会福祉事業の推進に当たることになった。

この年の事業としては季節保育所の委託経営、未復員家族の慰問年末には生活困窮者一〇九世帯への見舞金などを行った。

結成当初は社会福祉団体代表による事業計画に基づき会の運営が

行われ、実質的な動きは町の民生担当が主体をなしていた。

昭和三十年の全空知社会福祉協議会大会が滝川町で開催されることになり、同年七月に明苑中学校を会場として行われたが、管内市町村の社協組織運営活動に有効な会合となり、管内社協の充実発展に大きな成果を上げることになった。滝川町関係者も社協のあり方を検討し、昭和三十二年十月二十日民間自主的自発的組織の必要性から規約の制定をした。

会の目的を居住者が健康で文化的な生活を営む事ができるように地域全体の社会福祉を増進し、明るく豊かな町を建設することとしその事業については目的のために必要な施設や活動の経営助成及び指導、必要な資材等のあっせん供与などをあげ、会員としては民生児童委員等社会福祉奉仕者又はその代表者、福祉関係団体又は同施設代表者、関係官公吏と学識経験者により、理事会、評議員会を置く組織とし、本会の運営に総務部等の五部会を置いた。会の運営経費は助成金及び補助金、寄附金、共同募金配分金、事業収入、その他とした。

事業目的を定め従来からの事業を行い、さらに昭和三十八年九月一日に明るい社会づくりに奉仕を願う人を登録し、各分野にわたり活動するという愛情銀行を置くことにした。

昭和三十八年度までの主な活動状況は次のとおりであった。

(一) 総務部会

(1) 関係機関、団体との連絡調整、活動協力援助

(2) 主旨普及啓発活動の実施「社協だより」発行、二二回

(二) 福祉部会

第二章 社会福祉

(1) 法外援護活動の実施

・ 火災、水害、台風被災者の救援活動

・ 生活保護、身障者、留守家庭、独居老人家庭援助

(2) 世帯更生資金貸付運営

(5) 各種募金活動の協力

(3) 老人クラブ活動の援助

・ 日赤、共募、歳末たすけあい
社会ナベ、慈善パーティ

(4) 奉仕活動の育成促進

社会ナベ、慈善パーティ

(6) 必配ごと相談所開設（三十七年度から毎週金曜日）

(7) 滝川市愛情銀行設置運用（三十八年度より）

(三) 青少年、児童部会

(1) 子どもを守る会活動の促進と援助

(5) 保育所設置促進と運営協力

(2) 地域子ども会の育成実施

(6) 一日里親活動の協力実施

(3) 子どもの遊び場設置の推進

(7) 母子会発足の援助

(4) 困窮家庭児童援助の実施

(8) 母子金庫貸付金の運用

(四) 保健衛生部会

(1) 無料診療実施への協力

(2) 老人クラブ健康診断

(五) 文化部会

(1) 新生活運動の普及協力

しかし滝川社協の組織は住民主体のものではなく、住民の指導的立場の各団体代表者によるものに疑問が生じて、昭和三十九年一月二十五日、会員は市民であり、市民の代表とする駐在区からの選出者と福祉関係団体から代議員を出し、代議員会で評議員三〇名を決め、ここで理事、監事を選び、理事会で会長、副会長を決めて事業を行う、全市民が参加する滝川市社協と改組させた。

昭和四十五年度までの主な事業活動は次のとおりである。

(一) 社会福祉部会

(1) 住民組織整備の促進（三十九年度より）

(2) 地域モデル地区活動の推進（四一年度より）

栄町地区（防犯運動）

本町地区（幸せを高める運動）

黄金町地区（青少年健全育成運動）

泉町地区（環境浄化運動） 西町 地区（保健衛生運動）

(一) 青少年福祉部会

(1) 働く年少者育成対策の実施

(二) 福祉厚生部会

(1) 高齢者健康コンクールの実施（三十九年度より）

(2) 献血運動推進

(3) 環境浄化活動の推進（三十九年度より）（献血推進協議会の結成）

(4) 小児マヒ救済ビンの羽根募金実施（四一年度）

社会福祉事業功労顕彰受賞者は次のとおりである。

氏名 表彰者 年月日 事由

金子 協平 北海道知事表彰 昭和三九・八・七 社協会長、民生委員総務

神部 テル 道社協会長表彰 同 四二・八・二三 第一四回全道福祉大会で

中村 武男 同 同 右 同 右 社会福祉功労者

武田 セイ 北海道知事表彰 同 右 同 右 同 社会福祉功労者

杉村 哲子 同 同 四三・七・三〇 社会福祉事業功績

三谷 登美 道社協会長表彰 同 右 同 右 第一八回全道福祉大会

林 ミツ 同 同 右 同 同 右 同 社会福祉功労者

歴代会長

就任年月 就任年月

初代 橋本徳四郎 昭和六・七・三 二代 関藤 静雲 昭和元・四・一

三代 金子 協平 昭和六・三・一 四代 白水 務 昭和元・二・九

② 江部乙町社会福祉協議会

江部乙町でも昭和二十七年に民生委員会が名目的に江部乙町社会福祉協議会を設立させていたが、実質的な活動はしていなかった。

このころの町は財政難で、町が福祉行政に万全を期する体制になかった。

このため住民福祉の向上充実に活動的な社会福祉協議会に改組

する必要が生じ、民生委員会では町内各団体の参加を得た組織とする設立準備委員会を置くことにした。

昭和三十年八月に各団体代表約四十名の参集を得て趣旨を説明し会長に早弓房松が選出されて社協設立の準備を進めることになった。まず、町民の理解を得る説明会を各所で開き、地域代表の選出をはかり、会則、組織、推進事業等細部にわたる検討を行い、ついに同年十一月五日創立総会を北辰中学校で開き、江部乙町社会福祉協議会が正式に発足した。会員には町内全世帯及び社会福祉関係団体とした。

事務所は町役場内におき、事業としては次のとおりとした。

- 1 社会福祉に関係ある諸問題の調査研究並びに総合的計画
- 2 社会福祉事業に関する教育指導並びに啓発教化
- 3 新生活運動の推進
- 4 社会福祉の向上に関する事業の実施
- 5 共同募金運動に対する協力実践
- 6 その他目的達成に必要な事業

をあげて実行に入った。その後昭和三十九年四月に「交通安全運動の推進」を加えた。

また、事業の円滑な運営のため地域選出の代議員をもって各種部会を組織して、心を合せ住みよい郷土づくりの推進をはかった。

本会の結成以来事業計画に基づき、次々と実践して住民福祉の向上に尽した業績により、厚生大臣ほか数多くの表彰を受けている。本協議会の発足以来の主な活動をあげれば次のとおりである。

共同募金への協力

世帯更生運動

法外援助の実施

新入児童への祝福

各小地域社協組織の推進
新生活運動の推進

交通安全運動の推進
愛情銀行の運営

困ったこと相談所開設

心配ごと相談所開設

公設家族慰安の実施

自主的な地域活動の推進
幸せを高める運動の推進

慰霊祭の協力

たすけあい金庫の開設
冠婚葬祭の合理化運動

母子家庭等の実態調査

寝たがり老人対策
時間励行の推進

母子世帯子弟就職斡旋

祝祭日の国旗掲揚
農休日の設定推進

母の日、子供の日、老人福祉
行事の推進

町づくり大会の開催
青少年健全育成の推進

季節保育所運営協力

ボランティア団体の育成
各機関団体との密接な連絡強調

子供盆踊りの実施

新生活運動の実践強化活動推進
役員の志気昂揚と自覚強調

保健衛生思想の普及徹底

家庭民主化運動の進推
病気をなくす運動の推進

予防衛生推進

命を守る運動の推進(献血運動)
年末たすけあい運動

環境衛生推進

清掃日の設定と実施
機関紙の発行

蚊とハエのいない町づくり運動

成人病予防対策運動

高齢者健康コンクール実施

社会調査の実施

結核対策の推進

注 困ったこと相談所は昭和三十三年に開設され、その後三十八年五月八日か
ら心配ごと相談所と改称された。毎週水曜日午後には民生委員、社協役員等が
相談員となり町民の指導や解決にあたっている。

寄生虫対策の推進

受賞の記録

成人病予防対策運動

表彰者

清掃日の設定と実施

事由

機関紙の発行

受賞年月日

社会調査の実施

摘要

注 困ったこと相談所は昭和三十三年に開設され、その後三十八年五月八日か
ら心配ごと相談所と改称された。毎週水曜日午後には民生委員、社協役員等が
相談員となり町民の指導や解決にあたっている。

表彰者

環境衛生推進

事由

蚊とハエのいない町づくり運動

受賞年月日

高齢者健康コンクール実施

摘要

結核対策の推進

事由

寄生虫対策の推進

受賞年月日

成人病予防対策運動

摘要

清掃日の設定と実施

事由

機関紙の発行

受賞年月日

社会調査の実施

摘要

注 困ったこと相談所は昭和三十三年に開設され、その後三十八年五月八日か
ら心配ごと相談所と改称された。毎週水曜日午後には民生委員、社協役員等が
相談員となり町民の指導や解決にあたっている。

表彰者

環境衛生推進

事由

蚊とハエのいない町づくり運動

受賞年月日

高齢者健康コンクール実施

摘要

結核対策の推進

事由

寄生虫対策の推進

受賞年月日

成人病予防対策運動

摘要

清掃日の設定と実施

事由

機関紙の発行

受賞年月日

社会調査の実施

摘要

全国社協会長

優良社協

昭和三八・一〇・三〇

全国社協大会
(東京)

空知地区
保健所長会会長

環境衛生活動

同 三九・三・一七

空知地区大会
(岩見沢市)

北海道知事

同 右

同 三九・五・一二

全道公衆衛生大
会(札幌市)

同右・北海道生活
文化賞

町づくり活動
優良地区

同 三九・一・二三

(札幌市)

空知支庁長

環境衛生活動

同 四〇・三・三〇

地区衛生大会
(岩見沢市)

厚生大臣

環境衛生
全国コンクール

同 四〇・一二・一六

第十三回全国環
境衛生大会
(川崎市)

毎日新聞社

同 右

同 右

入賞全国第一位
(川崎市)

北海道知事

献血運動

同 四一・九・三〇

優良献血推進協
議会(札幌市)

北海道赤十字
血液センター所長

献血事業推進

同 四二・三・一三

献血功労者表彰
(旭川市)

日本赤十字社

同 右

同 四二・五・八

同 右

厚生大臣感謝状

献血運動

同 四二・九・一八

第三回献血運動
推進全国大会
(札幌市)

滝川保健所長

環境・保健衛生

同 四四・一〇・一

(滝川市)

このように輝しい業績を持つ江部乙社協では昭和四十五年十一月
十二日町体育館において盛大な創立十五周年記念式典並びに総合福
祉大会を行い、この記念事業として過去の活動記録誌の発刊並びに
業績を後世に伝え、さらに将来にわたって住民福祉活動を進める指
標となる顕彰碑を建立することにした。

ただちに準備を進め顕彰碑は仙台石をもって題字鞍田武夫書、石
匠佐々原覚により体育館前に建立され、昭和四十六年五月二十日に
除幕式が行われた。また記念誌は「江部乙町社協のあゆみ」として
昭和四十六年十二月二十日に発行された。

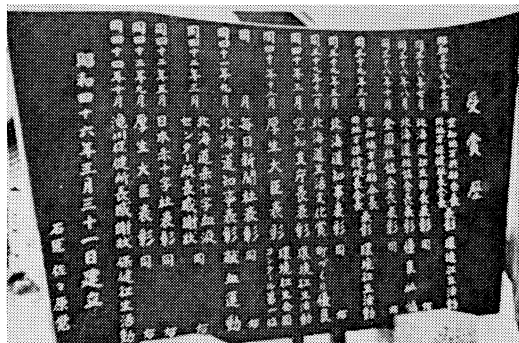
昭和四十六年十二月二十日に発行された。



顕彰碑の正面



厚生大臣表彰状



顕彰碑の裏面



厚生大臣感謝状

歴代会長

初代 早弓 房松 三〇・一一・五 就任年月日
 退任年月日 四六・一〇・九

③ 社会福祉法人滝川市社会福祉協議会

滝川市と江部乙町の合併気運が盛り上がり、その確定的な状況となった昭和四十六年二月一二日非公式に両社協代表が話し合を進め、同年四月一日両市町の合併に伴い正式に同四月二十二日懇談会を持ち、滝川側は白水会長、矢島・武田副会長ほか五名、江部乙側から早弓会長、一木・手嶋副会長ほか四名により、住民に不利益を生じないよう当面の業務を続けながら結論を出すため協議を続けることにした。

同年七月九日合併準備委員会を持つことになり、同月二十二日滝川側から白水務、矢島亀鶴、武田セイ、業天孝一、金子協平、江部乙側から早弓房松、一木善二、手嶋二枝、宮崎定由、寺島周一郎の各委員による第一回委員会を開いたが、前後七回に及び各々の伝統と歴史を尊重しながら規約、規程、事業計画、予算等の原案をまとめあげ、新しい滝川市社会福祉協議会の設立総会は昭和四十六年十月四日に産経会館において開催して発足した。

新社協の目的は滝川市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることとし、その事業としては社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究、総合的企画、連絡調整及び助成、普及そして共同募金事業への協力、その他目的達成のために必要な事業とした。

組織としては役員(理事三〇名、監事三名)に評議員(町内部落会代表者、

福祉関係団体等)とし、各種事業の執行は六部会を置き会員は全市民を対象として一世帯年一〇〇円の会費を持つ一種会員と社会福祉事業施設、団体の入会申込む二、三種会員及び関係公務員若しくは学識経験者とした。

社協の具体的しごととしては次のとおりとした。

- 1 心配ごと相談 日常生活の諸問題での心配ごと相談
 - 2 高齢者等就職相談 高齢者、身障者、母子家庭等の就職相談
 - 3 愛情銀行 技術、労力、金銭、物品、特殊の予託払出
 - 4 資金の貸付
 - (1)世帯更生資金 低所得者への生業、医療、住宅、修学資金
 - (2)自立更生資金 社協が市から借入れ貸出しする資金
 - (3)たすけあい資金 緊急の生活維持のため貸出し資金
 - 5 広報活動 社協日より 年二回 全戸配布
 - 6 災害弔慰金贈呈 会員(世帯主)が不慮の災害不幸を被つた時
 - 7 テントの貸出 五人、四人用キャンプテント貸出し
- 社協が協力するしごと
- 1 赤い羽根共同募金 十月
 - 2 歳末助けあい募金 十二月
 - 3 社会を明るくする運動七月
 - 4 献血推進協議会助成
 - 5 ネパールへの古切手集取
 - 6 環境衛生コンクール
 - 7 老人健康コンクール

これに各年度ごとと重点目標を定めて社協活動を行うことになり、昭和四十七年十一月十四日第一回社会福祉大会を開催し毎年継続している。昭和四十九年八月地区組織活動として「江部乙地区活動実践委員会」を発足させた。

しだいに福祉事業の複雑化に伴い各般の活動に当たって人的、物的にも幾多の困難が介在し、責任ある執行体制を確立することになり、昭和五十年五月二十六日総会を開き社会福祉法人設立認可申請

の議決を行った。法人化による特性をあげれば、①法的責任が明確化し組織が強化される②社会事業に対し税法上の特典がある③専任職員給与が国費で補助される。

同年十月二日認可申請。翌五十一年三月二十五日法人設立認可、昭和五十一年四月二十七日設立登記完了し、同年六月一日に社会福祉法人滝川社会福祉協議会として新発足した。事務所は総合福祉センター(明神町二丁目五)内に置いている。

社協の重点事業経過

- 四六年 ①老人福祉の増進 ②調査広報活動の充実強化
- 四七年 ①地域組織強化と活動推進 ②研修の推進

- 四八年以降 ③「地区設定内規」東、西、南、北、中央、江部乙の六地区
 ①小地域での住民懇談会調査活動を進め、問題別部会活動の充実に努める。
 ②社協が実践団体として機能発揮し町内会部落会活動の強化を図り連携を密にする。

- 五二年 ①住民のニード消化のため、住民との連絡強化 ④法人化に伴う指導体制整備と記念事業として顕彰制度、基金制度の普及に努める。
 ②町内会部落会のボランティア事業を援助する ⑤道社福大会の地元開催を円滑に終結する受入れに万全を期す。

- 五三年 ③広報活動と効率的事業処理、会員との有機性
 ①地区幹事会、ブロック活動 ③奉仕センター機能の充実
 ②婦人活動育成 ④関係団体との協調効果に努める

- 五四年 ①社会福祉モニター委嘱による住民意向を吸収 ②社協と会員の疎通改善
 社会福祉事業功労顕彰受賞者 ③奉仕活動の強化、機能拡充

氏名 表彰者 年月日 事由
 早弓 房松 北海道知事社会貢献賞 昭・九二〇 献血推進功労者

早弓 房松 全国社協会長表彰

昭二・一 社協事業功勞
全国社会福祉大会

歴代会長名

氏名 就任年月日

初代 白水 務 昭和癸二〇二〇

氏名 就任年月日
二代 業天 孝一 昭和癸・四・六

三代 水谷 五一 昭和癸・五・六
現在

江部乙地区活動実践委員会会長 酒井弥太郎 四九・八 現在

歴代事務局長

初代 小玉 正明 昭和四六年度 四八年度

二代 上元 馨 昭和四九年度 現在

心配ごと相談員(社会福祉協議会委嘱)

氏名 就任年月日 退任年月日 氏名 就任年月日 退任年月日

白水 務 癸二〇・四 五・三一 林 時枝 五・五・六 現在

山口 行薰 同右 五・五・三 平野 博信 同右 五・五・六 現在

大原富士一 同右 五・五・三 上田 伝司 五・三・二〇 現在

(江部乙地区)

寺島周一郎 癸二〇・四 五・五・三 早弓 房松 五・六・一 五・四・三

手嶋 二枝 同右 五・五・三 藤村かつ子 同右 五・五・三

石黒 光成 同右 五・五・三 西野 良吉 五・六・一 現在

一木 善二 五・六・一 五・三・一 池下 静江 同右 五・五・六 現在

新・滝川市社会福祉協議会理事・監事

氏名		就任年月日		氏名		就任年月日	
後呂義久	副常	46・10・4	○	阿賀昇	副	46・10・4	●
手嶋二枝	副	48・4・28	○	加藤建蔵	副	48・4・28	○
白水協平	副	50・8	○	宮崎定由	長	50・8	○
金子房松	副	52・5	○	宮崎定由	長	52・5	○
早弓房松	副	54・11	○	加藤建蔵	長	54・11	○
矢島龜男	副		○	藤島隆治	副		○
中村武七	副		○	福島隆治	副		○
武田善正	副		○	森島信男	副		○
杉浦善正	副		○	飯岡貢一	副		○
藤井龜次	副		○	水谷貢一	副		○
中嶋正夫	副		○	飯島貢一	副		○
酒井弥太郎	副		○	水谷貢一	副		○
真田和弥	副		○	宮崎定由	長		○
堀川和子	副		○	宮崎定由	長		○
川島善二	副		○	宮崎定由	長		○
一木善二	副		○	宮崎定由	長		○
早川実茂	副		○	宮崎定由	長		○

第二章 社会福祉

年度	収入	支出	差引
四八	五、四七、一五〇	五、二七、八九五	一九七、二五五
四六	五、六四、二四三	五、六四、八四六	二八、三九六

世帯更生資金貸付金特別会計

年度	収入	支出	差引
四六	六、七〇、九二二	五、〇七、三三三	一、三三、五八九
四七	七、八二、七三三	五、八四、六六一	一、九八、一七二
四八	九、四四、八三三	七、九六、一八一	一、八九、六五二
四九	一、九七、〇六三	九、三三、〇九七	二、四四、三三三
五〇	四、六〇、七五五	二、九九、九一九	一、六〇、七五六
五一	一、三六、〇六八	五、九四、二五五	二、八三、八三三
五二	三、八三、五三二	二、九七、五七二	二、六五、〇〇〇
五三	三、四七、七七八	一、八八、一四四	一、六四、二七三

一般会計 (単位円)

澁川市社会福祉協議会会計決算状況

注 長は会長、副は副会長、監は監事、常は常任理事、○は理事、△は途中就任、●は途中退任、*は途中就任途中退任。

理事	監事	常任理事	理事	監事	常任理事
中山 貞四郎	○	○	照井 政雄	○	○
金山 二男	○	○	松山 力三	○	○
土井 恒隆	○	○	高橋 倉太郎	○	○
香西 キク	○	○	林喜久男	○	○
山本 康照	○	○	堀美代子	○	○
鈴木 誉大	○	○	梅省一	○	○
大原 富士一	○	○	阿部 武喜	○	○
西村 政雄	○	○	中村 正男	○	○
石丸 丑之助	○	○	遠藤 末吉	○	○
国兼 保男	○	○	松山 力三	○	○
入江 春雄	○	○	大崎 文夫	○	○
西方 正男	○	○	樋口 英夫	○	○
森本 幸夫	○	○	青木 仁八	○	○
椎名 平八郎	○	○	大西 英男	○	○
中村 猪二	○	○			

年度	収入	支出	差引
五三	一、〇〇、二二三	一、〇一、二二三	〇

福祉年賀帳特別会計

年度	収入	支出	差引
五三	三、四〇、六六六	三、三六、〇〇七	三、六五九
五二	三、四二、二五〇	三、四一、〇〇〇	一、二五〇

五二年度以降「社会奉仕活動セクター特別会計」

年度	収入	支出	差引
五〇	二、七三、六〇〇	一、七二、八〇〇	一、〇一、八〇〇
四八	二、〇八、八〇〇	三、五五、〇〇〇	一、四六、二〇〇
四六	一、〇八、八〇〇	五、〇〇、〇〇〇	三、九一、二〇〇

愛情銀行特別会計

福祉基金特別会計 現在高 六、九〇〇、〇〇〇円

年度	収入	支出	差引
四六	一、三三、八八八	〇	一、三三、八八八
四八	二、六三、八八八	〇	二、六三、八八八
五〇	三、〇一、三三七	〇	三、〇一、三三七
五二	二、九六、八八八	〇	二、九六、八八八
五三	二、三三、三三七	〇	二、三三、三三七

退職手当積立金特別会計

年度	収入	支出	差引
四六	一、四四、三三三	〇	一、四四、三三三
四七	二、九六、一〇三	〇	二、九六、一〇三

指定寄付金特別会計

6 滝川市結婚相談員

結婚を望んでいる未婚者や未亡人、独身者は多いが、相手を得る機会がなかったり、本人が知る範囲で適当な相手がいないことから結婚できないでいる状態を助けるために、滝川市では結婚相談員を置くことになった。

昭和三十九年五月一日、八名の結婚相談員を委嘱したが、公の機関としての活動をはかるため同年六月四日滝川市結婚相談員設置規則を公布した。

相談員の任期は二年とし、その任務は結婚問題に関する相談と結婚あっせん、成立に寄与すること、毎週月曜日から土曜日まで総合福祉センター内に結婚相談室を開設し、毎月一回は相談員全員で会議を開きその効果を上げることをはかり、他市町の関係者との会合も行われてきた。

結婚希望者を登録しておき適合する相手の紹介や全員会合の機会を設けるなど、希望に適った結婚の達成に努めている。

結婚相談員(昭和五十四年十二月三十一日現在)

氏名	就任年月	退任年月	氏名	就任年月	退任年月
白水 務	元・平一	五・九三	田子 ヒサ	元・平一	四・四三
林 与市	同 右	四・四三	林 時枝	同 右	四・三三
林 ミツ	同 右	四・三三	三笠 金吾	四・平一	四・四三
井出 芳江	同 右	四・四三	三谷 キク	同 右	同 右
杉浦 善正	同 右	五・九三	岡部 力男	同 右	四・三三
藤波 孝成	同 右	四・四三	川南 征子	同 右	同 右

相沢 喜代	四・平一	現在	後藤 寅雄	四・六	一	五・九三
安藤 勝郎	四・四一	四・四三	平野 博信	五・一〇	一	現在
横山 七七	同 右	四・五三	河合 初枝	同 右	現在	
小田 中キヌ	同 右	五・九三	辻奥 隆敏	同 右	現在	
及川 美沙子	同 右	四・三三	岩井 武子	同 右	現在	
近野 錢太郎	四・平一	五・九三	山本 貞四郎	同 右	現在	
山口 行薫	同 右	四・三三	酒井 弥太郎	同 右	現在	
中川 久子	同 右	五・九三	長屋 昌也	同 右	現在	
早弓 房松	四・平六	同 右	野田 利	同 右	現在	
手嶋 二枝	同 右	現在				

第四節 社会福祉施設

1 福祉会館

社会生活において地域での集会や冠婚葬祭などに福祉会館的な施設が必要となり、各部落では自主的に集会所を作っていた。

市街地区においてもこの種施設は必要であるが、公共施設や寺院などを借用する例が多く、地区小単位にこの集会所は比較的になく、団地造成に当たって集会所を設置するようになった。

公営住宅の建設には公営住宅法第二条第一項第七号に基づき集会所・所が設けられることになり、現有施設では昭和三十七年建築入居の江陵団地集会所、団地内集会所では黄金町集会所が最初である。部落内集会所の建設に対して住民から建築助成の要望が出された江部乙町では昭和三十八年三月二十日江部乙町規則第四号により江